

第 5 回阿蘇市議会会議録

1. 平成 27 年 9 月 4 日 午前 10 時 00 分 招集
2. 平成 27 年 9 月 18 日 午前 10 時 00 分 開会
3. 平成 27 年 9 月 18 日 午後 3 時 37 分 閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立 石 昭 夫	2 番	竹 原 祐 一
3 番	岩 下 礼 治	4 番	谷 崎 利 浩
5 番	園 田 浩 文	6 番	菅 敏 徳
7 番	市 原 正	8 番	森 元 秀 一
9 番	河 崎 徳 雄	10 番	大 倉 幸 也
11 番	湯 浅 正 司	12 番	田 中 弘 子
13 番	五 嶋 義 行	14 番	高 宮 正 行
15 番	古 澤 國 義	16 番	阿 南 誠 藏
17 番	古 木 孝 宏	18 番	田 中 則 次
19 番	井 手 明 廣	20 番	藏 原 博 敏

欠席議員

な し

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	宮 川 清 喜
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長	和 田 一 彦
市 民 部 長	佐 藤 菊 男	経 済 部 長	吉 良 玲 二
土 木 部 長	伊 藤 繁 樹	教 育 部 長	園 田 羊 一
総 務 課 長	高 木 洋	市 民 課 長	岩 下 ま ゆ み
農 政 課 長	本 山 英 二	建 設 課 長	阿 部 節 生
観 光 課 長	市 原 巧	財 政 課 長	宮 崎 隆
教 育 課 長	日 田 勝 也	まちづくり課長	佐 伯 寛 文

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石 寄 寛 二	議会事務局次長	本 田 良 治
書 記	佐 藤 由 美		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

追加日程（第 6 号の追加 1）

日程第 1 提案理由の説明

日程第 2 報告第 17 号 専決処分の報告について

日程第 3 報告第 18 号 専決処分の報告について

日程第 4 議案第 80 号 平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。
ただ今の出席議員は 19 名であります。

7 番、市原正君につきましては、所定の手続きを経まして、遅参の届けを受けております
ことを報告いたします。

従いまして、定足数に達しておりますので、平成 27 年第 5 回阿蘇市議会定例会をこれより
開会いたします。

なお、本日の執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりで
す。

議事に入ります前に、市長より発言の申し出がっておりますので、これを許したいと思います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。発言の機会を与えていただきまして、ありが
とうございます。議会の冒頭ではありますが、このたびの関東・東北豪雨災害により被災を
されました多くの皆様方に、心から御見舞いを申し上げます。

九州北部豪雨災害によって、大きな被害を受けました阿蘇市といたしましても、避難生活
の長期化が予想される茨城県常総市民の方々に対して、長期保存が可能な牛乳 2,000 本を支
援物資として送付させていただきましたので、報告をさせていただきます。

今回の噴火もそうでありますけれども、災害はいつ、何時、どのような状況で発生するか
わかりません。引き続き、危機感を持って阿蘇市の安全・安心に取り組んでまいりたいと思
います。

以上、報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（藏原博敏君） 日程第1「一般質問」を行います。

これより、順次一般質問を許します。

14番議員、高宮正行君。

高宮正行君。

○14番（高宮正行君） おはようございます。今朝の交通安全運動の出発式、お疲れ様でございました。特に総務課の皆様方には、朝早くから準備をされたと思います。そして、また今から質問をいたしますけれども、マイナンバー制度ということについて伺いしますが、総務課が主になっておりますので、準備はよろしいでしょうか。

社会保障番号制度ということで、マイナンバー、これ10月から各個人に通知がされるということで、非常に、私も不安に思っておりますけれども、やはり市民の皆さんに聞いてみると、何だそれはという人もかなりおります。かなり広報とかいろんなメディアを使って周知がされてきておりますけれども、やはり関心をもってまだ皆様方が見ておられないという部分がかなりあります。特に小規模の個人事業主の方にこの前お話をお伺いしましたら、何だろうかと、全然準備にも入っとらんというような話もお伺いいたしました。

そういうこともありまして、マイナンバー制度について詳しくお伺いしていきたい。昨日森元議員のほうでマイナンバー制度について一般質問されておりますけれども、これについては行政がどういう方策を講じていくのかという視点でした。今日は、市民の側に立った事細かな、疑問に思うことを一つずつお伺いしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず基本としまして、マイナンバーとは何なのかということを簡単に、端的にお伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） おはようございます。

今朝の交通安全運動出発式、大変御世話になりました。ありがとうございました。

ただいま御質問をいただきましたマイナンバーとは何ぞや、どういうものだ、そういった御質問であります。マイナンバーは、個人につきましては住民票を有するすべての方に1人一つの12桁の番号を付して、社会保障でありますとか税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一の情報であることを確認するために活用されるものになります。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14番（高宮正行君） 12桁の番号で税情報とか、いろんなものを統括して、管理をして確認していくということでしょう。新聞でもかなり出ておりましたけれども、今後有価証券、それから貯金通帳の番号、そういったものと連結をしていくと、将来的には。そういうことが表に出ていますから、非常に不安がられております。そういう観点からも、じゃどうしてマイナンバーが必要なのかというところを簡単に御説明いただきます。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 昨日御質問をいただきました森元市議の回答と重複する部分もあるかと思いますが、御理解をお願いしたいと思います。

マイナンバー自体は、行政を効率化いたしまして、まず国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会の実現をする社会基盤としまして期待される効果があります。

三つの効果がありまして、まず一つ目といたしまして、公平公正な社会の実現。どういうことかと申し上げますと、負担を不当に免れることや給付を不正に受け取ることを防止するとともに、本当に困っている人に対してきめ細やかな支援を行うことができるようになる、それが一つになります。

二つ目といたしまして、国民の利便性の向上になります。申請あたりをする際に、添付書類、多数今あるのが実情であります。所得証明を取ったりとか、住民票を取ったりとかですね、そういったのがありますので、このマイナンバーが導入されることに伴いまして、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されることになってきております。

三つ目といたしまして、行政の効率化。今まで何か照会するときには文書で市の職印を押して社会保険庁であるとか、いろんな機関に照会を行っておりました。しかし、今回このマイナンバーが導入されることによって、そのスピード感といいますか、事務的な効率化が図られる、この三つが主な目的になっています。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 公平性、それから国民の利便性の向上、行政の効率化と、三つの教科書どおりの御説明でしたけれども、行政の効率化という面でちょっと見てみますと、今、私たちが持っているのが国民健康保険、それからお年寄り介護保険、それと雇用保険、いろんな証書、資格証明書あたりには番号が付いております。そういった、年金番号もですね。そういった番号が将来的には、マイナンバーに置き換わっていくのか。それとも、今のデータがそのまま連結していただけなのか。そこを教えてください。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 今の番号がマイナンバーに取って代わるのか、そういった御質問というふうに受けます。これにつきましては、マイナンバーは全く別なものでありますので、国民健康保険証の番号は番号でそのまま残るし、マイナンバーはマイナンバーとして個人を特定するための情報ということで個別になります。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 個別ということでもありますけれども、そのマイナンバー自体の管理という面で見てみますと、マイナンバーはまずどこから割り振られて、町村単位、そして市町村単位で、じゃどこにマイナンバーを保管しているか。全然系統を別にして不正侵入、ハッカー被害ですね、そういったものに遭わないようなシステムが構築されているのか。そこあたりをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） まず、マイナンバーの発行元になりますけれども、国になりま

す。国もいろいろありますけれども、所管は国の内閣府になってきます。ただ、事務的には内閣府のほうから地方公共団体情報システム機構、通称 J-LIS という東京のほうの団体が管理を行うようにしております。例えばこちらで出生届があった、新しい番号が必要になる。こういったときには、一回出生届を受け取って、その情報を住基に登録する。その情報を基に J-LIS のほうに、そして J-LIS から番号が来る、それをまた改めて通知を行う、そういった形になってきます。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） なるほどといいますか、わかりました。マイナンバーがそういうふうにして国のほうで一括して管理されるということでもありますけれども、何カ月前でしたか、国民年金機構か、あれが大量に情報が流出したという件もありました。そういったことで、非常に知識のある方は危機感を持っておられます。情報がまた流出するんじゃないだろうかというふうに思われています。それから、このマイナンバーといいますと、個人、企業、団体、個人事業主とか、そこの事業主の方がやはり会社でマイナンバーを管理しなければならない。また、事業主の方は、その勤めておられる方の家族のマイナンバーも収集せにやならんというようなこともあるようです。そういったことから、事業主の方の非常にセキュリティに関する危機感といいますか、心配が大きいわけです。そこらあたりは、行政として事業主あたり、個人事業主、いろんな団体、そういうところには支援としてそういったものの相談はされておりますか、相談事業といいますか。事業主からの、どぎゃんしたらよからうかということに対しての相談を受けると。そして、どういう支援をしていくかということです。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 個人以外の法人でありますとか団体、そういったところのマイナンバーに対する情報が漏れるんじゃないか、不明な点があったときの問い合わせ、そういったことであります。主に中小企業等になってくるかと思えますけれども、まずこういった会社等につきましては、国税局のほうから番号が、13 桁になりますけれども付されるようになってきております。国税局、税務署でありますとか法人会、商工会、または税理士会等の中で相談等は受け付けられておりますし、私が知っている情報によりますと個別の事業であれば税理士さんにお問い合わせすれば税理士さんのほうからいろいろ注意事項なり指導事項等がある、そういうふうに聞いております。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） そういことでしょうか。確かに、そういうことだということは聞いておりますけれども、個人事業主さんは、そのやっぱり専門職を置いてセキュリティ対策をするというのが非常に難しいというようなことも言われております。そういう中で、個人事業主の方、団体の方、聞いてみますと、費用がかかるということで、やはりなかなかその一人専門職を置いてセキュリティ対策をばしっとやるということのはなかなか難しいというようなことのように思いますが、ここが一番マイナンバーの漏れやすいところなんですね。やはりインターネットで各企業も接続されておりますから、ですからマイナンバーあたりは、やはり行政と一緒に別に管理するというような形を取つとちゃんと、ネットでつながつとくと、

どうしても漏れてしまう。どんなにセキュリティをしても必ず破る者はおりますので、そういう危機感を持ってやっぱり行政としても指導をしていただかないと個人情報漏れてしまう、マイナンバーが漏れてしまうというようなことになりますけれども、お考えを。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） このマイナンバーのセキュリティ関係になりますけれども、まずマイナンバーを安心・安全に御利用いただくことが第一になってきます。そのためとしまして、制度面等について厳しく罰則等も科せられるようになっております。テレビ報道等によりますと、非常に不安があるからパソコンで番号をそれぞれ管理するんじゃないくて、まずは手書きで管理して金庫にしまいたい、そういった報道もあっております。実際、市でありますと国のほうからそういったシステムの改修に対する費用は若干手当されるのが実情であります。しかし、民間企業、一般の企業については、全くその手当はなされない、そういった現状がっております。市としてお願いできることは、マイナンバーだけでは番号だけであって、その中身は見られませんけれども、悪用される恐れが絶対はないとも限りませんので、その辺を十分また機会を通じて、広報活動、周知活動を図っていくしかないというふうに思いますし、そういった情報があれば、お知らせ端末もありますので、こういった事案が発生しておりますのでご注意くださいというのを広く広報してまいりたいと考えます。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 支援制度も多少はあるかなというふうに思いますけれども、やはり一番気にされているのはこのセキュリティ問題なんです。一般の方もセキュリティ問題を一番心配されております。ですから、行政としても支援できるところは支援する。そして、絶対にセキュリティが破られないとは言えませんが、最大限できるだけセキュリティ対策を事業主の方たちには取っていただくように御指導をよろしくお願い申し上げます。

セキュリティの話をしましたけれども、自分のマイナンバー、どう知るといことで次に行っておりますけれども、今度 10 月からマイナンバーの通知がずっとおのの来ると。そして、来年の 1 月からのその施行だということですが、やはりマイナンバーすらわからないお年寄りもいらっしゃると思います。通知がいきなり行ったら、恐らくわからんだろうと思います。どう保管して、どうしたらいいのかというのがあると思いますので、特に高齢者の方にはそこらあたりをよく周知をしていただく必要があるんじゃないかと思いますが。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） このマイナンバー制度、全く一からのスタートで、今回 10 月に付番が始まりまして、実際、私たちの手元に簡易書留であなたの番号は何番ですよと届くのが 11 月以降になってきます。初めての制度でありますので、皆さん不安がっておられると思います。市としてできる相談体制を、広報は当然ですが、相談体制、それに務めてまいりたいと思います。番号の通知カードが来れば、これは何だろうかというふうになって、すぐ市役所に電話がありますので、その場合には市民部あたりでの対応になってくるかと思えます。市民課のみならず、やっぱり市民部、部長もおりますので、状況状況に応じて課内でミーティングを重ね、窓口の対応も出てきますし、電話での対応も出てきます。丁寧な説

明ができるように情報を共有しながら、人員が不足するようなどときには隣の課からちょっと部長権限でできますので応援を頼むとか、そういったことで課内の研修を進めながら一体となって取り組んでいきたいと考えます。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 最大限、周知には徹底していただきたい。そして、やはり課員の方々もよく勉強されて、お年寄りから相談があったときには支援をしていただきたいというふうに思います。

次に、個人番号カードというものが発行されるということでありますけれども、以前から聞いておりましたところによると、個人番号カードは自己申請ということでよろしいんですか。そうすると、初回 1 回目は交付税が来ますから、ただですということで、再発行については 800 円要りますということでしょうか。その個人番号カードの申請について、市民課長のほうから御説明いただけますか。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） おはようございます。

通知カード及び個人番号カードの交付を担当しております市民課でございます。

まず、個人番号カードにつきましてですが、こちらにつきましては、今、議員が言われましたとおり、今回まずは 10 月 5 日以降に、阿蘇市の 10 月 2 日現在の住民基本台帳のデータにより通知カードをお送りしますので、それが届きましてから申請を受け付けるものでございます。

まず、個人番号カードには、カードの表面に氏名、住所、生年月日、それと性別、以上 4 つの基本 4 情報、それから本人さんの顔写真、それから裏面に 12 桁のマイナンバーが表示され、ICチップが搭載されるという形になります。こちらにつきましては、なかなか今言われましたとおり、どんなものか想像がつかないというお声もあるかと思ひまして、10 月号の広報に実際通知カード、それから個人番号カードの画像を載せてお知らせすることとしております。こちらにつきましては、実際通知カードが届きまして、この中に簡易書留で世帯ごとに届くようになっておりますが、その中に申請書、それから返信用の封筒、説明書が入っておりますので、顔写真を添付して送っていただくと、それが申請になります。後日、御本人さんのところに受け付けた場合には受け付けましたというはがきが届きますので、それを持って本庁または各支所に行って本人さんを確認して個人番号カードを個別に受け取っていただくというのが大まかなルールになっております。

先ほど言われましたように、任意なんですけれども、大変今回のカードにつきましては自分のマイナンバーを記載して書面を提出する場面、そういうところで本人確認の大切なカードとなります。特に、阿蘇市の場合は高齢化が大変高いですので、3 人に 1 人が 65 歳以上となっております。高齢者の方で運転免許証とか身障手帳とか、顔写真が入ったものをお持ちでない方というのはかなりいらっしゃいますので、これまでは顔写真付きの身分証明書を提示できずにお困りの高齢者の方もいらっしゃいましたが、今回申請をされますと有効期限は二十歳以上の方は 10 年、二十歳未満の方は容姿の変化等を考慮いたしまして 5 年間はそのまま

ま使えるようになっておりますので、大切な公的な身分証明書として、特に高齢者の方には活用が可能になるので便利になるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） まず最初に、番号の通知と一緒に個人番号カードの申請書も書留で来るということですかね。そして、その申請書に基づいて、写真も要りますよね。そういったものを書いて、返信用封筒で送る。そして、手続きが終わればはがきで来ると。はがきを持って行って受け取るということですね。わかりました。

そうすると、個人番号カードについては4情報が入るということですが、将来的にはICチップですから、これぐらいの情報じゃもう少ししかありませんが、将来的にはどういう情報が入るような予定といいますといけませんが、予想でしょうか。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） ただいまのお尋ねでございます。まず、申請をして手元に届いたところでは、まだ今言った4情報と番号だけなんですけど、29年の1月からは、昨日も御質問のほうにございましたけど、個人ごとのポータルサイトということで、マイナポータルで自分のがどういうふうに使われているかというのが暗証番号とかを入れて確認できるようになります。それから、平成29年の7月以降については、地方公共団体も含めた情報を連携して開始するようになりますので、いろんなところで行政同士が連携を取ることができるようになるかと思えます。あとは、その自治体とかのやり方次第なんですけれど、国が示した将来の個人番号カードを使う方法といたしましては、もちろん先ほど言いました個人確認の際の公的な身分証明書ですね、それから昨日から何回も出ておりますが確定申告の場合の、今はe-Taxというのでやっておりますが、それに代わってこの個人番号カードで、これはもっと早い時期からできるというふうに聞いております。

あといろいろ付加を付けることによって、将来的にはオンライン申請であったり、民間機関のオンライン取り引きとか、口座開設にも将来的には使えるのではないだろうか。それから、コンビニなどでの各種証明書を取得する場合のカードとして使えるというふうに国のほうからは示されておりますが、まだ阿蘇市、特に市民課のほうで、例えば住基カードに代わってコンビニとかで各証明書を取るかという、それはまだちょっと時間がかかるようでございます。といいますのが、阿蘇市の場合は自動交付機を備えておりますので、その関係で29年の7月以降、他の町村とかの動向を見ながら、徐々に賦課して活用できればというふうに考えておりますが、今のところ、まだ市民課においては少なくとも特別な方法というのは今はまだ検討中でございます。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） できれば、自動交付機あたりでも使っていけるようになればありがたいと思います。いくつもやはりカードを持っておりますので、そういったカードを少しでも減らせるように、紛らわしくないように今後考えていっていただきたいと思います。

次の質問に移りますけれども、マイナンバーが本当に必要なのはいつかと、マイナンバー

を持った、じゃ何に使うのかというのが正直な話なんで、今言われました身分証明にも使えるということでありますけれども、マイナンバーを持つことによって、何にそれが利用されて、どういうふうに手続きが行われていくのか、そこらあたりを御説明いただけますか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） マイナンバーが必要になるとき、どんなときに提示する必要があるのか、そういった御質問であります。国の行政機関でありますとか、地方公共団体においては、マイナンバーは、先ほど申し上げましたとおり社会保障、税、災害対策の分野で利用され、具体的には、国民の皆様方に対しましては年金、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護、児童手当、その他福祉関係の給付に際し必要になってきますし、確定申告や源泉徴収票ですね、税の手続き等の申請時にマイナンバーの記載を求められるということになってきます。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 年金、医療、労働、福祉、税、災害対策、こういったもののときに使うということでありますけれども。ということは、マイナンバーの大元があって、そこにそういう情報が連結をしていくということになるわけですね。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 今の御意見は、マイナンバーがあるところに全部の税の情報、年金の情報全部集まるのか、そういった御質問ということでよろしいですか。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） もう一回説明します。パソコンのサーバーがありますね。サーバーにマイナンバーが、全部台帳があると。そうすると、いろんな社会保障とか、医療とか、福祉とか、そういったものの情報が必要なときにそのマイナンバーの台帳と連結をしていくのかということです。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 必要に応じてマイナンバーを暗号化した上で、その情報を取りに行く。情報が帰ってくるときにも暗号化されて帰ってくることになります。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 安心しました。わかりました。暗号化されるということで、オンライン上、行き来するときに漏れるということは、暗号化されるということは非常にセキュリティとしていいと思います。わかりました。

次の質問に移ります。森元議員のほうでもマイナポータルということで聞かれておりましたけれども、このマイナポータルといいますのは、個人のパソコンでも見れる、そして行政のほうでも用意したところで、目隠し等がされているところで自分の情報がどう使われたのかというのが確認できるということでありますけれども、具体的にどういう方法でやるのか、お示しをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 昨日から、自分の情報がいつ、誰が見にいった、どういった目

的に提供されたということで、「マイナポータル」というような言葉が続いております。マイナポータル、言葉的には情報提供等記録開示システム、情報記録等開示システムと言います。これにつきましては、通常、パソコンでありますとか、スマートフォンからも自分の情報がどう使われたのか見に行くことができるようになります。ただ、御意見がありましたように、どうしてもパソコンでありますとか携帯、スマートフォンから見るができない方々も多数おられますので、そういった方々の為に行政機関に設置するように、話が進んでおります。設置の時期としましては、29年の1月、詳細の設置の仕方等については、これからできるだけ多くの方が、簡単にというわけにはできませんけれども、自分の情報に対して意識を高めるために見られるようにということで、今後また見やすい場所とか、当然セキュリティ関係、よそからのぞき見される、そのようなことがないようにということで、ある程度の指針が出ると思いますので、その指針に基づいて適正に設置を進めてまいりたいと考えます。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14番（高宮正行君） 誰でもが自分の情報は確認できるということですが、パソコンとか使える方はいいんですね、パソコンとかスマホ。お年寄りが自分の情報がどう使われたのかということが心配になってみたいというときには、どうすればいいのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） まずは、御家族の方が身近におられれば、同じその身内か家内ですのでちょっと見てくれ、ちょっと見てやる、それでいいかなと思います。しかし、周りに身近な方がおられない場合には、やっぱりその市役所なり市なりの窓口に来ていただく。来ていただいた上で、話を聞いて、僕たちがずっと付いてこうするわけにはいきませんので、ある程度、じゃここに番号を入れてください、ここに暗証番号を入れてください、そしてちょっと席を外す。ちょっとちょっとと呼ばれる、こうですよ、こうですよ、とやって教えていくしかないかと思います。最初から一緒にという了解が取れば、ここを押しますもんねとやっていくのが一番ベストかなと考えております。その辺あたりも国のほうで指針、方向性、どこまで行政の職員がいっしょにやっていいのか、出てくるかと思しますので、そこは適正に取り扱います。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14番（高宮正行君） 私たちは何の問題もないんですけど、やはりお年寄りが心配になって、自分の情報がどう使われたのかというときには、やはり市役所に来て、そして窓口で使い方を教えてもらう。そして、それをしながら自分で見るということが基本だということですね。丁寧な対応をお願いしたいと思います。

最後に、マイナンバーの取り扱い上の注意点ということですが、やはりみんな家庭にマイナンバーの通知が来ますよね。これは、家族全員に来るわけですね。その取り扱い。それから、個人番号カード、この取り扱い、よっぽど注意しないとはいけませんけれども、注意点と申しますか、そういったところがあればお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） このマイナンバーは、基本的には一生を通じて1人に一つの番

号、これが基本であります。常時使われない方は、印鑑登録書と一緒にありますので大事保管していただく。なおしてしまうとどこやったのかということになりますので、保管していただく、これが大事だと思いますし、むやみに人に番号を教えたりとか、見せたりとかしないようにすること、それが一番になってくるかと思います。番号の通知だけでありますので、番号については、それ自体、番号に関してそれぞれ深い情報は持っておりません、4 情報だけになってきます。先ほども言いましたように、身分証明書も兼ねておりますので、やっぱり通常身分証明書として個人番号カードを使う場合には写真まで合わせて見ますので、使用される場合には、使用提供を求める側のほうがやっぱり顔写真までちゃんと確認するような体制になってくるかと思います。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 初めての取り組みということで、非常にいろんな不安も持たれていることかと思えます。それから、いろんなことが今後起こってくるかもしれません。そういったことに対して、即時に対応できるように、やはり体制を整えていただきたい。何せ 10 月から個人番号カードの配付が始まります。そして、来年の 1 月から施行ということでありますので、十分に、準備する期間があるのか、ないのかわかりませんが、全力でやはり総務課の皆さん方には取り組んでいただいて、市民の方が不安に思わないように講じていただきたいというふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ただいま御意見がありましたとおり、利用される側の不安の解消が一番だと思います。懇切丁寧な説明を進める、それが一番大事なことになってくると思えますし、マイナンバーをうまい具合に使っていけば、非常に行政効率も上がる、本人のためにもなるといったことになります。せつかくの制度です。セキュリティは厳重に守りながらも、せつかくの制度でありますので、より有効に職員の負担を軽減されるように、また住民の負担が軽減されるように周知活動に努めて、10 年後、20 年度にいい制度と言われるように私たち行政に働く者の責任として、努めてまいりたいと考えます。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 総務課長の決心を聞きましたので、今後住民の方々に周知もいただき、そして最大限の努力をしていただく、問題が起きたときには即対応するというところでよろしく願い申し上げます。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 14 番議員の一般質問が終了しました。

次の質問に入ります前に、資料の配布がありますので、資料を配布いたします。

（資料配布）

○議長（藏原博敏君） 続きまして、9 番議員、河崎徳雄君の一般質問を許します。

河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） 9 番議員、河崎でございます。総務課に感謝申し上げますけれども、さっき交通安全出発式、お疲れ様でございました。また、先の 14 日の阿蘇山の火口の噴火に

ついても、兼ねてからの監視規制のあり方と、8月終わりに防災訓練がなされました。その結果で人身事故がなかったことは、本当に幸いかと思っております。早く沈静するといいなと思っておりますけれども、そのようなことを踏まえて一般質問をいたします。

先の市長の諸般の報告で、3Rの推進ということで新たに認識をいたしました。その中で、5Rとありました。5Rとは、リペア、修理して長く使い続けるということでございます。まさしく3R、5Rは必要だろうと思っております。そういう5Rで補修・管理して長く使い続ける、すなわち延命に努めなければならないということはもう当然だろうと思っております。そのような観点から、いろいろな所管の課に質問をいたします。

まず、建設課ですけれども、構造物は永久には保てません。恒久ではありません。必ずいつの世かは崩壊をいたします。市内の舗装道路でも、県では10年で更新するとテレビの報道で私は聞きましたけれども、阿蘇市の市道、4mある市道、また歩道のある市道あたりも、また圃場整備、田んぼの中にある幅員の狭い道路も圃場整備して四十数年になります。四十数年経過しておりますけれども、補修の管理はされておりますけれども、俗に言うがたがた道路がいっぱいあります。恐らく市内では数kmから数十kmに至るのじゃなかろうかと私は思っております。そういうことで、写真を見てみますけれども、もう皆さんわかると思っておりますけれども、警察の関係で、これは役犬原周辺が主です。阿蘇市のごく一部のところばかりです。これは、阿蘇市を見れば、今言いましたように数十kmはあるとじゃなかろうかと。そういうことで、建設課にこのような調査と工事補修計画についてお尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） ただいまの河崎議員の御質問にお答えいたします。

施設の老朽化という問題につきましては、道路、特に道路橋梁等につきまして、全国的にインフラの老朽化が現在問題になっているところでございます。道路整備あたりにあたります社会資本整備交付金等がございますが、それにつきましても、先ほど議員が言われましたように、修理して長く使い続けることということで、ストックの改善という部分に重きを置かれておりまして、どちらかといいますと新規につくる予算よりも現在補修のほうに多くの予算が回っているような現状でございます。

阿蘇市の道路につきましては、市町村合併後、市道の路線数が1,013線、総延長につきましては約730kmということになっておりまして、建設課関連の区長要望書につきましては年間約150件にも及びまして、内容についても非常に多様化しているような現状でございます。舗装の改修については、通行者の安全確保、第三者被害の防止の観点から、管理者としても早急に対応する必要があると考えておりますが、何しろ前述しましたように整備路線数も多く、区長要望もかなり来ているというような状況の中で、年次計画において対応させていたदैているというような現状でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） よく区長さんからもお話聞きますけれども、区長要望も上げておりますけれども、役犬原の地元ばかりじゃありませんよ。多くの阿蘇市内の区長さんからも要望は上げているけど、要望の回答は文書で検討しますというふうなことで、長年検討、検討

と来ておりますので、ぜひ市民の安全・安心のためにも、ぜひ全面改修あたりをしていただきまして、土木関係は終わりたいと思います。ぜひ、よろしくお願い申し上げます。

他に、何か答えがあれば言ってください。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 区長さんの要望をいただくときに、必ず現地の調査も行っております。確かに検討中という返事が多いということでございますが、今申し上げましたように、年次計画を立てながら緊急度を要するところからというような形で行わせていただいております。今後も現地の状況、通行量、舗装の老朽化の状況等を考慮しまして、先ほど言いました交付金が使えるか、使えないかという部分も今後活用を検討しながらですね、計画的な舗装の改修を行ってまいりたいと思います。

なお、全面的な改良はなかなかこう年次計画で難しゅうございますが、事故の恐れもありますので、穴ぼことか、側溝の蓋の割れとか、そういう部分でお気づきの点があれば、区長さんだけでなく議員さんからどんどん意見をいただいて、早急にそのあたりは修繕をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 続きまして、観光課のほうに入ります。観光の景観ということですが、通路となっておりますけれども、これ私の間違いで道路からの景観、展望所からの景観ということで、阿蘇観光はやっぱりいろいろ観光振興がなされておりますけれども、多くの方から聞きます。去年のジオパークのシンポジウムของときですね、熊本県に来られております防大の学長さん、今、学園大の理事長ですかね、あの人の言葉で、やっぱり阿蘇はすごいと、高校のとき、別府からやまなみ通って阿蘇に行った。城山から見た展望は素晴らしいと、今でも脳裏に焼き付いているというふうな、阿蘇をほめた言葉がありました。そういう展望所で、城山の展望にいたしましても、先の昭和天皇が眺めております。そういうところでございます。もう大観峰はジオパークで一番に認定されているようにすごいところでございます。天空の道とか、北山レストランとか、本当に展望のいいところはたくさんあると思います。今日の熊日新聞にも、やっぱり二、三日前まではシルバーウィークについて予約の取消、キャンセルが多かったと聞いておりますけれども、昨日あたりからは市あたりの努力の結果、予約が入っていると、うれしいことになっていると思います。それについても、今日の新聞にも載っておりますけど、やっぱり展望あたりが、北外輪あたりの展望を利用したと、今日の熊日新聞ですけれども、北外輪あたりの展望を利用した観光客の誘致というふうなことになっております。そういうことで、今言われました天空の道の開発はもちろんですけれども、城山とかいろいろな展望所、後で言いますけれども、道路からの展望について、ここの写真を見ていただきたいと思いますが、これは大観峰に通ずる道路でございませう。大観峰とか、荻岳の展望所、城山から見た写真はありますが載っておりません。上の国道 215、大観峰道路ですね、下が別府に行くやまなみ道路のところですよ。このあたりの景観が、この向こうは茶色に染まった収穫を迎えた稲穂がなびいているわけです。そういうことで、私は先に元気ウォークのときに、城山から行って、大観峰に行って、山田東部牧

場に行って、小嵐山道路、スーパーコースですか、今年設けられたスーパーコース 10 kmを下りてきました。一番展望のいいところは素晴らしい眺めです。しかし、途中はガードレールあたりの草が 3 倍ほど伸びております。本当に展望が悪うございます。それと、去年一般質問でも言いましたけれども、今も産交でガイドがあっていると思いますけれども、1,000 円で、有料でバスが出ております、定期観光バスがですね。その中に私は乗ってみました。乗ってみた理由は、乗用車からの目線と、営業バス、バスの 2 階からの目線はどんなふうに違うだろうかと、そういうことで乗ってみましたところ、全く同じですね。極端に言えば、樹海のトンネルの中で景観が悪いわけです。そういうことで、そのとき 4 人乗ってありました。うちの家族が 3 名、東京から 1 人女性の方が乗っておいりましたけれども、東京の女性の方が言われるには、これは 1,000 円じゃ安すぎると。素晴らしい端辺の原野あたりの草原を見て、素晴らしいところだと褒め称えてもらいました。

そういうことで、ぜひ景観が大事ということで、まずは道路からの景観ということで、展望所についてはまた後で質問しますけれども、展望所の景観あたりを観光課にお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（市原 巧君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

お配りされておる写真等でいいますと、いろいろ道路からの景観がそぐわないということかと思いますが、議員がおっしゃられましたように、阿蘇市における景観については、貴重な観光資源でございます。特に外輪山からの五岳であったり、阿蘇谷を望む景観については、大変観光客を魅了する素晴らしいものがあるというふうに考えております。ただ、昭和 30 年代から始まりました国の造林事業によりまして、阿蘇地域でも大規模な植林が行われております。場所によっては、写真のように手入れが行き届かない部分で観光を阻害している面があるのも事実でございます。しかしながら、こういった樹木のほとんどにつきましては、個人所有に係る財産でございますので、また道路の沿線も非常に距離が長いことから、政策的には大変厳しいものがあるというふうに考えます。道路沿線であって、市有地、または市の管理する土地につきましては、適正な管理を行っていききたいというふうに考えております。

それと、道路沿線に係る部分につきましては、道路だけでなく道路のこのフェンス外の部分につきましては、道路管理者の所有する土地が点在するものと思われまので、そういったところにつきましては、国道であったり、県道であったりということでございますので、道路管理者との協議も行いたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） 大観峰道路とか、やまなみ道路あたりの景観が、今、課長が距離が長いと言われましたけれども、私から見れば距離はわずかです。こういう雑木あたりを切るのはですね。しかし、私有地、民有地であるということはわかりますので難しい点もあるかと思っておりますけれども、ぜひ住民の協力を得てできるというふうに思っております。

次の展望所の景観を言いますけれども、先にこの大観峰道路の中には、先輩議員の方がたくさんおられますけれども、黒川東部の議員さん、山田の議員さんと一緒になって、区長さ

んたちと一緒に今年総会がありました。そのとき、区長さんから、この林業の間伐というよりも、観光の展望をよくするためにそういう間伐をしたらどうかというような意見がありました。そういう区長さんたちの素晴らしい意見もありますので、難しいこともたくさんあると思いますけれども、わずかずつでも切ってもらえば、難しい管理外のところもあると思いますけれども非常に展望がよくなります。素晴らしい展望になります。

そういうことで、是非、よろしく願いを申し上げまして、次に展望所からの景観の質問になりますけれども、まず荻岳展望台、私は8月10日に登ってみました。それから城山展望所に行ってみました。どちらも景観は素晴らしゅうございます。荻岳展望所についても、本当に、私、天気の良いときしか行きませんが素晴らしい眺めがあります。そこで、荻岳展望所についても、やっぱり九重を見ると、雑木が2本ほどあります。非常に天望が、あれがないなら最高にまたいいと思います。城山天望についても、さっき言いましたけれども、昭和天皇が眺められた記念碑も林の中にうずくまっております。そういうことで、写真は撮っておりますけれども、これ載せておりませんが、景観が非常によろございます。それと、展望所からの景観の雑木の伐採ですね、これとか構造物が荻岳についても、城山についても崩壊しております。ぜひ、そういう安全面からいっても整備をしていただきたいと思います。

また、波野については、私はもう数年前から登っておりますけれども、私が頭がこんがらがってわからんごとなるわけですよ。波野の展望所からステンレスのいい配置図が書いてあるわけですね。どう見ても間違っとなるかな、私の頭が間違っとなるかなということでありましたので、調査をしていただきましたので、そのあたりはどうなっているかも併せて質問いたします。

展望所からの景観の整備と、構造物の構築ですね、これをしていただきたいと思います。それと、配置図についてもお尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（市原 巧君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

御質問がありました展望所につきましては、議員がおっしゃられましたように、大観峰をはじめ、城山、荻岳もそうですが、大変素晴らしい景観を望むことができる展望所が阿蘇市にはたくさんございます。そういったところにつきましては、我々観光課のほうで管理をいたしております。議員から御指摘をいただきましたが、荻岳の展望所につきましては、当然東屋をはじめ観光サイン、それから木製のベンチを設置いたしております。御指摘をいただきまして、我々のほうも早急に現地の調査を行いましたところ、木製のベンチにつきましては、議員の御指摘のように経年劣化等による腐食、それから一部にはちょっと危険性も疑われるような部分がございましたので、この部分につきましては早急に撤去をするよう今現在対処のほうをいたしております。

それと、議員からお話がありましたステンレス製の表示板ということでございますが、これも一応調べさせていただきました。これにつきましては、もう20年以上前に設置された荻岳からの景観のいろいろな表記の部分ということで、当然阿蘇山であつたり、九重という

ころの表記がしてございました。その中で、御指摘のとおり阿蘇山の表記につきましては、当然並びからいきますと根子岳、高岳、中岳というふうな順番になりますが、位置の案内板からいきますと表記がちょっと逆に確かにしてございました。これにつきましては、今言いましたようにかなりの年数が経っておりまして、我々観光課のほうとしても把握ができなかったということで、特に観光客の方には勘違いをされた方もいらっしゃるかというふうに思います。これにつきましても、間違った表記ということでございますので、早急に改善のほうをしていきたいという具合に考えておるところでございます。

それから、他の展望所につきましても、当然観光課の管理でございますので、景観に関わる部分で安全な管理を行うためには、防護柵といたしますか、危険防止の柵等につきまして老朽化部分が見受けられる部分については、随時適正に管理をして改修なりということでの対応をやっていきたいというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 展望所の管理については、観光課の担当だと言われましたけれども、後で財政課長にもお聞きいたしますけれども、大観峰道路とか、このやまなみ道路ですね、これは私有地ですけども、民有地、管轄外だと言われたように思われますけれども、ぜひこのあたりも整備するといった。距離はわずかです、わずかしありません。そういうことで、観光課の予算の中には、街、商店街の景観形成とかありますけれども、予算認定書から見るとわかりますけれども、この整備予算というのが私から見れば予算がないような感じがいたします。そういうことで、例えばよその市が助成する協会とか、いろいろな助成するところがたくさんありますけれども、そのあたりと協議して、ぜひ観光業者的には泊まってもらうことは一番ですけども、阿蘇はやっぱり四季折々にお客は必ず来ます、いい言葉もたくさん聞きます。近ごろ聞くのが、阿蘇は素晴らしいところだと、春から始まり冬まで。この前聞いた言葉が、阿蘇の草原はすごいと。草原に行けばススキがなびき、麓に行けば彼岸花が自生し、と言われたわけですね。彼岸花が自生じゃありませんよと、それは農家の方々が植えているんですよ。そういうことで、阿蘇には四季折々来ますと。そういうお陰で観光も来ますけれども、道の駅も、通称道の駅ですか、天空のある通称道の駅も大正解だと思っております。観光の景観こそが阿蘇の観光、火山を中心とした観光のシンボルでございますので、ぜひ関係機関と協議をして、財政については、お金はあちらで尋ねます。ぜひ、景観の整備あたりを関係機関と整備して検討していただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（市原 巧君） 今、御指摘がありました部分ですが、観光課の所管として管理をしております展望所、それから観光施設等につきましては、例年修繕費ということで計上してございますので、御指摘があったような部分、それから当然安全、快適に過ごしていただくために必要な部分については、修繕の範囲で適正に管理をしていきたいという具合に思っております。

それと、ちょっと初めの質問に戻りますけれども、道路からの景観等につきましては、当初申し上げたように市のほうの対応としては大変厳しいものがございますものですから、道路

管理、国、それから県のほうとは協議をさせていただきたいという具合に思います。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 私の直接の観光課に対する質問は終わりですけれども、まだ答えることがあれば答えていただきたいと思います。

続きまして、教育課関係に入ります。教育課関係については、もうこの写真のとおりです。下を見れば、これまさしく残念なのは阿蘇市の玄関口ですよ、これ、阿蘇市市役所の玄関口です。私もこの認識をもって、初めて気がつきました。人間は関心を持たにや、なかなか認識しないなと思っております。阿蘇市役所の玄関口です。かざみやさんの教育委員会の所属するそこですね。そういうところで、これもやっぱり補修をしなければなりませんけれども、補修する前に、さっき言いました 5R等で、途中でやっぱり管理が足らんけんこうなってしまうと思っております。金が要って大変でございますけれども、教育委員会が管理する遺跡・史跡の案内板とか、標柱の数はどれだけあるのかということを質問いたします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） ただいまの質問に対しましてお答えを申し上げます。

最初に、阿蘇市内の文化財の状況でございますが、国指定が7カ所、それから県指定が18カ所、阿蘇市の指定が104カ所でございます、合計131カ所ございます。市内の文化財には、阿蘇市教育委員会の説明看板が設置されているところがございますが、指定外の看板も含めまして200ほどあるかと思っております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） トータル的には200ほどあるという標柱看板ですけれども、これが私がちょっと見たり、歩いたばかりで、これだけ見るわけですね。調査もしていただきたいと思いますけれども、費用も掛かりますけれども、調査すればまだまだ、極端に言えば今200のうち150ぐらいあるとじゃなかろうかと私は推測いたします。そういうことで、ぜひ、まず調査をしていただきたいと思います。それで、私の教育委員会に対する質問は終わりたいと思いますけれども、お答えがあれば、言っていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） 現在、市の文化財の保護員の方でありますとか、市の担当職員で老朽化や災害で倒れたものがないかどうかの確認作業をやっているところでございまして、予算の範囲内で現在取り組んでおりますが、今年の当初予算では10万円でしたが、9月の補正で20万円補正をいたしまして、本年度内に全部で9カ所の補修を行うことになっておりますが、今後とも議員がおっしゃいましたとおり、まずは現地の再確認を行いながら、粛々と看板の整備を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 教育委員会については、終わります。

続きまして、宮崎財政課長にお尋ねをいたしますけれども、今、建設課関係の維持管理費が私の決算認定の表から見ますと25年度では342万2,000円です、維持管理に使ってあるのは、26年度決算で見ますと648万8,000円です。これで、本当に金が少ないなと。今、部長

が言われましたけれども、予算の範囲内と言われましたけれども、予算の範囲なら現在のところ 10 万円です。10 万円じゃどうすることもできんわけですよ。そういうことで、観光課についても、建設課についても、要は財政で予算を確保しなければなりません。そういうことで、先ほどもちょっと出ましたけれども、地方創生基金ですか、これあたりも新聞で見る限り、市で総合計画を組んでおれば、こういう景観にも使われるとじゃなかろうかというような新聞記事も読みました。そういう国の創生基金等を使われるとすれば、ぜひ今言われた所管の三つの課に予算の計上を強くお願いいたします。その中で、予算の計上と、先の会計監査の方々からの意見書の中に、財政厳しい中ですが、このあたりで生活に密着した、本当に安全・安心を与えるようなこういう予算措置もぜひ必要だろうと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。宮崎課長にお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 今、議員が言われましたとおり、これはもう市長がいつも方針で述べております、市民の安心・安全、この部分については、予算の範囲内とかじゃなくて、必要があれば補正予算、または緊急に予備費等でも使いながら今執行はしております。

それと、道路維持から、先ほど質問されました最後の教育委員会の看板まで、これは維持補修関係というのが、まず起債が使えない、補助金が余りない。先ほど言われました地方創生基金というのは、いわゆるハード分には充てられないというのがあります。従いまして、一般財源になります。一般財源につきましては、もちろん限りがありますので、各課の予算の範囲内という形にはなりますけれども、冒頭申しましたとおり、必要な部分、緊急な部分、市民にとって危険な部分等につきましては、予算措置を行っていくという形で今行っております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 宮崎課長のお答えで十分わかりました。厳しい一般財源でしなければならないという厳しい予算ですが、今も財政課長が触れられましたけれども、市長、ぜひよろしくお答えをいただきたいと思います。補正でも何でも多く組んで、もう写真のとおりです。写真はごく一部です。道路にしても、観光の景観にしても、教育委員会のこれにしてもですね、ぜひ市長もよく阿蘇市を回ります。私も阿蘇市をよく回ります。そういうことで、関心を持ったところしか見あたらんわけですよ。関心を持って回ればたくさん見受けられます。そういうことで、がたがた道路あたりも含んで、市長の思い、考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 先ほどから河崎議員の景観に対する思いをしっかりと聞かせていただきました。この広範囲にわたる阿蘇市の中で、いろんな老朽化をした部分とか、あるいは危険を要するものとか、そしてまた、今写真のようなことがたくさんあると思います。特に観光の面においても、やっぱり二重の峠のほうもそうだと思いますし、他にもいろんな重要な箇所がありますけれども。先ほど担当が申し上げましたように、それぞれがやっぱり民有地であったりとか、あるいは官有地であったりとか、そういうことがありますけれど

も、世界文化遺産を目指すこの阿蘇市のほうとしては、今のよう意識を高く持ちながら、そしてできるだけその財政の事情の中で許せる範囲の中で今後も取り組んでいく必要があると思っております。

また、看板等のところについては、よかったらそれぞれ関係する団体もおいでであると思いますので、その団体がよりお気づきになると思います。さすれば、そこをちょっと拭いてあげるとか、そういうことで施設を守っていくということをお互いに私どもも一緒にまた取り組んでいく。そんなことをすることによって、より老朽化もそんなに早くならないと思いますし、お互いを感じたところで処理をし合うということもこれから継続的にずっと続けていきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今、教育委員会のところで市長が触れられたとおりでございます。役犬原、あの霜宮神社ですけれども、阿蘇谷全部にお世話になりますけれども、役犬原の霜宮さんの教育委員会がする看板はぴかぴか光っております。まさしく市長の言われたメンテ関係も言われたとおりと思います。これを機会にですね、金が要するところは、ぜひ市長、補正予算でも組んで整備していただきたいと思います。

続きまして、いこいの村に入りますけれども、たくさん意見が出ておりますけれども、私は前回の一般質問でも言いました。選定検討委員会ですか、選定委員会でアグリスクエアさんが3社の中から一番資金計画を見て素晴らしいところだから委託したわけですね。だけん、前回も言いましたけれども、契約書を見ますと、甲は乙に対して損害賠償というような言葉も出てくるわけですね。アグリスクエアは、阿蘇市に損害を与えちゃなん、損害を与えたならば、そういう契約書の中にあります。そういうことで、私は選定委員会でたたく専門家たちが審査した結果、市長に答申して、市長は認定したわけですね。そういう選定あたりの認識の浅さがあったんじゃないかと、そういうふうに私は思います。そういうことで私が言いたいのは、前回吉良部長にも言いましたけれども、法的な措置も考えた結果で、相手方に早く履行させろというのが願いでございます。温泉施設についても、当初の計画は10月から温泉の営業をするというふうに書いてあります。とにかく、契約書どおりに、その瑕疵のどうのこうのじゃなくて、契約どおりに履行させるというのが私の役割でございます。相手の言い分もあるかと思いますが、法的な考え方も含んで、相手に、アグリスクエアに対処していってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 河崎議員がおっしゃるのもごもっともな話でございますが、今、選定委員の選定というのを、やはり外部の専門家を入れた中で、あの3社の中から選ばれたものでございますので、そこを根底から覆すことはできないと思います。それは認められない。あと問題は時期がありまして、それをやっていただくという部分と、配管等いろいろございましたが、その中で今、阿蘇市としての直接の被害としては、納入金等も納入されております。それと、6月の全協で申しましたとおり、もうこれから先延ばすことはないと思

ますが、資金関係のあれをされておりますので、その辺を見守っていただいて、もう9月でございますので、9月、10月には認可が下りるとお聞きしておりますので、そういうところを見守っていただければと思います。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 吉良部長、私はそういうところを尋ねよとじゃないと。アグリスクエアの資金調達とか何とか尋ねよとじゃないと。契約書どおりに履行させるというのが行政の役割です。そういうことで、もうあなたの答えは要りません。課長、私は、契約どおりに相手に履行させろというのが私の考え方です。そういうことについて、まちづくり課長からお答えをいただきたいと思います。今、吉良部長が言われたことについては、私は全く聞く耳を持ちません。

○議長（藏原博敏君） 経済部で協議をして答弁してください。どちらがされますか。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただいま部長のほうから、阿蘇市といたしまして直接の損害を被っておるということはないというふうな答弁をさせていただきましたけれども、基本的には、私もそういう考えを持っております。基本的にアグリスクエアさんと阿蘇市のほうで基本協定を行ってございまして、いこいの村施設を円滑に運営していくにあたって協定書を結ばせていただいております。その中も、基本的には計画的には3つの事業計画をお示ししておりますけれども、6月の全協あたりでも御説明しましたとおり、不測のそういった不具合によって休館に陥って、それによります計画の遅延といったところでございますので、先ほど議員のほうで冒頭おっしゃいましたとおり選定委員会の答申とは何ら関係がないというふうなことで、顧問弁護士とも協議をいたしましてそういう回答をいただいております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 佐伯課長も、吉良部長も、私と認識が、考え方が随分違います。私は、当初言いますようにアグリスクエアに市長と決定したわけですね。決定したどおりにさせるというのがあれです。それから先のことは、私は今言ったように、今のところ聞く耳は全く持ちません。

そういうことで、佐伯課長は、吉良部長も同じだと思いますけれども、損害はないというふうなお答えですけれども、そういう考え方じゃいけませんよ。経済委員会でも出ました。阿蘇市は1,000万円の借地料をもらってからという考え方もあります。しかし、昨日からも、今日も意見が出ると思いますけれども、40人近くの雇用、家族をお先真っ暗にしているんですよ、家族を崩壊させているんですよ。それと物販ですよ、商品納品業者とか、阿蘇市にはたくさんの付加価値があったんですよ。それあたりが、ただ借地料金1,000万円もらえば市は役割を果たすんだということじゃないと思います。

そういうことで、もう答えは要りません。私は、契約どおりに相手に履行させるのが市の役割じゃなかろうかと思っております。そういうところを強く、市の認識と私の認識は随分違うということで、もう答えは要りません。そういうことで、頑張っていただきたいと思い

ます。

これで終わります。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君の一般質問が終了いたしました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩をいたします。11時半から再開いたします。よろしくお願いいたします。

午前 11 時 21 分 休憩

午前 11 時 29 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

3 番議員、岩下礼治君の質問を許します。

岩下礼治君。

○3 番（岩下礼治君） 3 番議員の岩下礼治でございます。今日は 2 点について伺いたします。

まずは、シカの被害対策ということで、内容は有害鳥獣の捕獲でということになっておりますが、まず実態から、現状から伺いたいと思っています。熊本県内ではシカの生息数は 5 万 7,000 頭となっております。年間捕獲数が 1 万 9,000 頭、将来の頭数管理計画が 8,000 頭、狩猟者数は 5,100 人となっておりますが、当初につきましてはもっと多いのではなかろうかと思っていますところ。

そこで、阿蘇市内での生息数、年間捕獲数、将来の頭数管理計画、狩猟者数がわかったら伺いたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、シカ被害の状況という御質問でございます。

まず、生息数の頭数ということでございますが、阿蘇市として把握はしておりません。ただ言えるのは、シカが非常に多くなっているというのが現実でございますので、皆さん方もよく道ばたで見掛けるかと思えます。今まではあまり見掛けなかったのが、今は非常に山の麓に下りてきているということで非常に多くなっているということだというふうに感じています。

その中で、捕獲頭数で数字で表れていると思いますが、シカにつきましては、24 年度が捕獲 68 頭、これは有害鳥獣の期間中でございますが、それが 25 年度は 130 頭、26 年度は 388 頭ということで、これは報奨金が上がった部分もあるかもしれませんが、非常にイノシシよりもシカのほうが多く捕獲しているという状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3 番（岩下礼治君） 私も環境省のことも若干わかっておりますけれども、環境省、県、市それぞれで有害鳥獣については許可がされると思っているんですが、権限は移譲されてい

るんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 有害鳥獣は権限移譲後、各市町村に移譲されておりますので、市のほうで許可証を発行し、駆除を行っているということでございます。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 先般から阿蘇市も6日の日曜日から、日曜日3回ということで有害鳥獣捕獲を実施されていますが、6日と13日の成果はいかがだったのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 申し訳ありませんが、今言われた部分についての頭数は、ちょっと私のほうでは確認をしておりませんが、捕獲があったというふうには聞いております。ちなみにこれまで毎年3回やっておりますが、26年度についてはイノシシが5頭、それからニホンシカについては10頭の捕獲を3日間で行ったということでございます。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） ありがとうございます。波野の現状から説明してみますと、波野東部地域の方から、最近シカが大変多くなって転作作物の大豆と、それから特産のそばの花芽、それから実も食べられるということであります。何とか行政で対応してもらえないだろうかという話があります。大変頭数が多くなっているとは思いますが、狩猟者に聞いてみますと、多くなっているけれども、東部地域で狩猟していると荻町に逃げ込んでしまうということで断念してしまうということでもあります。北部地域では、57号線を越えて、犬も追いかけるんだけれども、犬がやっぱり交通事故の心配ということで無駄が多いので、どうしても西部地域ということで、私の裏のほうは原野が多いものですから、やはりそこに実数として半分ぐらいこっちに来るということでよくお話をしております。更に話してみますと、狩猟期は大分県の許可も取っているということでもありますから、11月15日から2月15日までについては、大分県にも入って捕っているということでもありますけれども、有害鳥獣捕獲の期間は荻町に入れないということなんです。産山の場合には、産山の猟友会の方に了解をいただいて逃げ込んだので追わせてくれということで話を若干入村しているということでもあります。私は6月議会のことをそのときに思い出したんですが、シカが属地主義を知っているんじゃないかなという思いもしたところです。逃げ込めば追われないということありますから、それなら何とか追跡できるようなシステムづくりを考えたらいいんじゃないかなと思ってこういう議題にしたわけでもあります。そんなに遠くに行くわけではありませんけれども、1km前後ですね。大野とか佐伯とかあっちまで行くわけじゃないんですが、若干なりとも入れるような、県と県の間で調整ができないだろうかという思いがしたところです。

従って、まずは行政機関としての市の考え方を伺いたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、有害鳥獣の狩猟の規則といいますか、決まりから御説明させていただきますが、狩猟をする場合には、各県の登録をしなくてはなりません。そういうことで、大分県で猟をしたいということであれば、大分県に登録をして、それで狩猟

税を払うということです。基本的には、阿蘇市の狩猟者につきましては、熊本県は既に登録をされて、されれば熊本県内どこでも狩猟ができると、これは狩猟期間の部分ですね。それから、大分につきましては、波野の方が10名程度登録をしているというふうに聞いておりますので、基本的には狩猟期間についてはできますが、狩猟期間外については、先ほど言いましたように各市町村の権限移譲で受けた許可をして、許可証をいただいた部分でないとできないということです。阿蘇市の場合は阿蘇市の捕獲協議会のメンバーに対して許可を出しておりますので、あくまでも阿蘇市内の捕獲ということで、荻に入ればもちろんできないと。ただ、考え方として、じゃ阿蘇市の方が荻の捕獲隊に入って、大分に登録すれば、それなりの乗り入れはできるかというふうに思いますが、竹田の狩猟につきましては、竹田市だけに限るということで、他の町村はその狩猟に入られないということです。原則駄目ということになります。ちなみに、小国と南小国は、要は各町村でいろんなやりとりをやっています。小国と南小国は、それぞれで町村が許可証を発行しています。要は、小国が南小国の狩猟者の方に発行して、うちにも来て猟をしてくださいと。それから、南小国も小国に対してやるという相互をやっております。そういった部分もありますし、阿蘇市においても、先ほど言ったように産山の方がうちに何名か登録をされて、一緒に班を編制されています。それから、うちからも産山に入っています。そういう班については、相互にできますが、許可証も発行しておりますので、産山のほうでやっていますので、その部分については大丈夫というふうに思います。南阿蘇も一部そういった形でやっていますので、結果から言いますと南阿蘇と産山については、今のような一部お互いが入っておりますのでやりとりはできますが、全体としては今言ったような形でまだ確立もしていませんので、特に今言われる県を超えた部分については、今のところ非常に難しいという現状でございます。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 大体理解できましたけれども、私の場合には3市町村と隣接しているものですから、何とか今おっしゃる中で許認可が市単独でできるのであれば、竹田市にもお願いしてですね、若干なりとも入らせてもらえないかと。そうした中で、竹田市からの許可をもらって、そんなことが阿蘇市と竹田市で調整できないものかなという、今そう感じたところですが、いかがなものでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 結論から言いますと、今まで竹田市との協議はやっておりません。その前段として、やはり今のような課題はどこ町村もあります。それは、もう県境じゃなくて市町村界の部分であります。そういったことは、阿蘇地域振興局単位で、担当者レベルで話し合いをして、どうしたら一番いいかと、お互いでできないかということで協議はこれまでされております。ただ、やはり各町村やっぱりそれぞれ阿蘇だけじゃなくて、菊池とか、いろんな部分で境界がありますもので、やはり阿蘇地域だけで考えるのではなくて、やはり県全体で考えるべきということで、今、振興局については県に投げかけて、やっぱり県がどういった方向でやるのかということで今協議をされております。そういった中で、熊本県が大分県とか、今九州地域でシカの一斉駆除をやっております。そういった場面の中で

議論をしていただきたいということだというふうに思っています。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 課長がおっしゃるのは理解できました。従って、私ども個人では、こういう知恵は出せないもんですから、これから行政として県に何とかその辺のところをお願いし、お互いのことですから、大分の方も一緒なんですよ、竹田の方も一緒なんですね、そういう思いはですね。従って、行政機関として機会あるごとにそういうものが調整できるように、少しでも前に進むように頑張っていたきたいというか、お願いしたいというか、大変いろいろ忙しい中ではありますけれども、これを念頭をお願いしたいと思っていますところ。

これで、この件については終わります。

続きまして、喫煙所の設置問題ということでお話をしてみたいと思います。今日、場所的に2カ所ということで出しておりますが、②の市役所に女性用の喫煙所というものを先にお話をしてみたいと思います。実態では、喫煙者というのは年々減少はしております。しかしながら、国民全体で見ると20%ということであります。男性が30%、女性が10%ということになっているようです。私もその中の1人でありまして、市職員の男性も30%を超えているんじゃないかなというぐらいに感じられます。また、女性もそういうことで推計しますと、やはり十数人はいらっしゃるんじゃないかなという気がしております。私どもというのは、やはり市の職員も含めてストレス社会の一員でありまして、自分の責任で喫煙することを責めることはできませんし、他人様に迷惑を掛けないように心がけながら喫煙するのがマナーでもあります。

そうした中で、市役所の喫煙室では男性のみで女性を見たことはありません。女性とて、先ほど申し上げましたように皆無ではないと思っていますから、男性と一緒に喫煙するのも抵抗感があると思われます。よって、別途女性の喫煙所をつくってあげたらと思うようになったところです。プレハブでいいかと思いますが、3、4人なら、先般ホームセンターに行きましたら20万円程度でありますので、その前に私どもというのはたばこ税を2億2,000万円もいただいているわけですから、そういう面でも少しずつ喫煙者の立場に立ったものであっていいんじゃないかなと思いますが、まずもって見解を伺います。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答えします。

まず、男女区別の分野をどこまでするか、いわゆるトイレとか更衣室とかいろいろあると思いますが、その分野をどこまでするかという問題もあると思いますが、財政課の考えとしては、現在の喫煙室で男女兼用ということで問題ないというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 当初からそういう考えでなされたのであれば、私も強く申し上げることはないんですが、もともと女性の場合に入りづらいんじゃないかなという気がしたものですから、だから健康保健センターの南側にでも小さめにつくってあげたら、ゆっくりできるんじゃないかなと思ったものですから。私どもは、男としてこんなしてよく飲んでいます

が、あそこにもお邪魔して吸っていますけれども、メリットもあろうかと思って、いろいろ情報交換するメリットもありまして、大変私自身、まだやめる気はないんですが。そんなことで、何とかそういう面で配慮できたかなという思いがして質問したところですが。当局として、それはということであれば、またいろいろ考えながら、私も知恵を出してまいりたいと思いますけども。ありがとうございました。

それから、学校の喫煙所の設置というのも一つ出しております。実は、私、学校に赴きますと、敷地内全面禁煙というのはどこでも書いてございます。それは当然のことでありまして、学校教育上は禁煙が当然でありますし。しかしながら、ある学校に行ったときに、体育館の裏に吸い殻が入った缶があったんです。大きな缶でしたけれども。これには大変驚いたんです。先生をはじめ保護者が利用しているんだろうと思ったところです。問題は、そのときにそういう吸い殻があれば、子どもたちがいたずらをしないかなというのが心配だったんですね。どうして灰皿を持ち歩かないんだろうということでしたところ。実は、6月の福岡の市議会のことを見ておりましたら、教職員の喫煙問題というのが取り上げられておりまして、校門近くの路上で喫煙する教職員がたびたび近隣住民に目撃されているということで、新聞社の写真にも掲載されました。福岡市の教育委員会は、敷地内は全面禁煙にしていますから、報道関係者が校門前で男性教員に声を掛けますと、その先生は、すみません、生徒にたばこの危険を教えている立場上、肩身が狭いということで恐縮しきりだったということでもあります。それで、その議員は、正直にその議会の中で見た目によくない、どうかならないかという質問をしたそうですが、教育長は、地域の皆様に不快感を与えるとともに、児童生徒に喫煙する姿を見せることになり、教育上好ましくないと考えている。また、ここが大事なんです、場所、時間帯などを配慮するよう指導すると答弁したとのことでもあります。議会の議員は賛否両論だったということで書いてありました。また、もう一つ、大阪府の市議会では、学校は全面禁煙になっていることからということで、管理者としての校長先生を処分したそうでございます。橋下市長だからそんなことをやるかもしれませんが、そんなことが記入されていました。私としては、やはり先生もストレス社会の一員でありますし、喫煙所を設置してあげたらというふうに思ったところです。たばこというのは、吸う人にも権利があって、吸わない人にも権利がある。福岡の教育長は、その場所、時間帯などを配慮するよう指導するといった指示を私は注目し、何とかならんもんだろかなということを思い立ったわけです。教育委員会とも相談がありましょうが、そしてまた補正予算というわけにはいきませんので、検討をこのようなことを考えたらと思うわけですが、現時点での教育委員会、教育課の考えを伺いたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） お答えいたします。

教職員の喫煙につきましては、禁煙を強要することはできないと思っております。少なくとも児童生徒の見えない敷地外での喫煙を指導することは可能かと思っております。その中で、教職員につきましても、敷地内禁煙及び禁酒につきましては、十分理解されていると判断しております。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 先ほど私は当初申し上げました、学校で灰皿があるというものについてはいかがお考えですか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） 最初に、阿蘇市内での禁煙及び禁酒についての背景を先に申し上げたいと思いますが、喫煙防止教育を推進しております阿蘇市の教育委員会におきましては、ただいま御提案があった分については時代に逆行するものと考えておりまして、その理由といたしまして、平成21年の5月に開催をされました熊本禁煙フォーラムの総会の中で、全国の公立の小学校、中学校、そして高等学校の敷地内全面禁煙が全国3万5,938校のうちで2万3,938校、率にいたしまして65.8%で実施をされております。また、100%実施されている県が6県、その中で熊本県は18%でございまして、全国最下位であるということが報告をされております。

このような結果を踏まえまして、同年の6月の教育委員会の中で協議をいたしまして、7月1日から敷地内の禁煙、そして禁酒について全面的にしないということに取り組んでいるところでございまして、先ほど申されました灰皿の位置、それが敷地内であるのか、敷地外であるのかというのは、なかなか判断が難しい部分でございますけれども、それは先生方のモラルということで判断をしていただきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 私が見た目には、敷地内なんですよ。従って、私は校門の横に喫煙所をつくるとか、灰皿の携帯を徹底させるとか、先生方もやっぱり休み時間に吸いたい方もいらっしゃるでしょうから、その辺はまた教育委員会等も通じて、私はこれをやったがいい、やらないがいいというのを結論にということではないんですが、やはりそういうことであれば徹底を図っていかないとこれからの問題もありますから、その辺の徹底を図れるようにやってもらえれば、私自身はそんなに強要するものでもありませんし、何とかその辺のところを徹底されるようお願いしたいと思います。

以上で終わりますが、部長、よろしいでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） 阿蘇市の教育委員会におきましては、喫煙防止教育を行う小中学校で、大人が喫煙することは児童生徒に与える影響が大きいと思っておりますので、今後ともこの考えをそのまま推進していきたいと思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 先ほど申し上げましたように、私は喫煙の問題は私自身も含めて好ましいとは思っていませんし、市長におかれてはたばこをやめられたんじゃないかなということで、大変意志の強さには驚いていますが、私どももそういう方向でいきたいと思っています。これらは、一つの案件でありますので、これからも私自身、気を引き締めながら頑張っていきたいと思っています。今日はありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君の一般質問が終了いたしました。

お諮りいたします。午前中、あと 3、4 分程度ございますが、午前中の会議をこの辺でとどめたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

それでは、午後 1 時から再開いたします。

午前 11 時 56 分 休憩

午後 0 時 59 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、これより午後の会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10 番、大倉幸也君の質問を許します。

大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 10 番議員、大倉幸也でございます。午後の 1 番目ということで、残すところあと私を含めて 3 人ということで、よろしくお願いいたします。

通告に従いまして一般質問を順次行いますが、1 番目と 3 番目が同じ教育課でございますので、1 番目から 3 番目に移りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず 1 番目の質問ですけれども、阿蘇市公民館分館活動についてということであります。旧阿蘇町地域の公民館は、現在建物を持たない青空公民館として活動をしております。一の宮・波野地区では、校区単位で合併前から活動が活発に行われております。平成 19 年に合併をして、旧町村の垣根を越えた交流や融和を図る目的で発足して、合併後 10 年になりますが公民館を持たない公民館活動は、非常に不便であるということでもあります。会議をするときでも、各区の空いている公民館を借りなければならない。これは、この前、谷崎議員も言われましたけれども、空いているところを探して、お金を払って借りて会議をしております。それから、年間を通しての講座とか、文化的な活動ですね、映写会、文化祭、展覧会、学習活動で学級講座、講演会、こういうところの場所がないということで、非常に不便な思いをしているところでございます。

ところで、他の県、他の市町村と比べましても活動内容にいろいろ差が出てくると思っております。12 分館のうち 7 分館ぐらいが青空公民館であります。今後、建設の予定はあるかということでお尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただいま議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

御指摘のとおり、旧阿蘇町地区には公立の公民館分館がございません。各校区の自治集会所を利用していただきながら、活動を続けていただいているところでございます。教育委員会としましても、平成 27 年度までがどうしても義務教育の関係で小中学校の耐震化を進めなさいということで文科省のほうから指示がっております関係上、小中学校の耐震化が急務

ということで、現在取り組んでおります一の宮の統合小学校及び一の宮の中学校の耐震工事が終了しますと、すべての学校の耐震化が終了することになります。今後、社会教育施設、社会体育につきましても計画的な整備が必要と考えております。校区公民館についても、その中で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） まだ時間がかかるということですが、今、各学校がいろいろまた増えますけれども、廃校になりつつあります。さしより廃校になった学校を地域の公民館として利用していったらどうかと思っておりますけど、その点はいかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 御意見のとおり、閉校になった学校の利用についても検討していかなくちゃならないと思っております。今現在としましては、役犬原小学校のほうの1階を会議室ということで開放できるように会議室の条例設置をしながら取り組んでいるところでありますが、今後、基本的には市全体としてどういった利活用をしていくかということで、庁舎内の関係各課でつくります跡地利用検討委員会の中で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 廃校になった学校を利用させてもらえば、やっぱり最初言いましたように文化的な活動ですね、そういうところが他の地域と一緒に、一の宮地区は案外公民館を持っておられるので、皆さん、講座とか年間通しての学習活動とかスムーズに行っておられると思います。旧阿蘇町地区は、非常にその点が難しくて、前は公民館の予算をもらっても各区で分けて、何に使おうかと、みんな区長さんたちで分けて、もうどんど焼きにしようとか。もう報告書見てみると全部どんどやがいっぱい書いてあるわけですね。それじゃなくて、やっぱりよりどころがあれば、みんなその地域の人が集って、若い子どもからお年寄りまでいろいろな活動ができるということで、なるべく、やっぱりもう10年経っておりますので、我々もいろいろ役員でやっておりますけれども、非常に、この前も公民館大会で長崎に行きましたけれども、発表会を聞いていても、そのちょっと場違いな感じがするわけでしたいね。青空公民館で私たちはしよりますて、なかなか言われんところがあります。そういう地域の輪というものを大切にしていられるならば、そういうのをなるべくですね、そういうよりどころを早くつくって、計画的につくっていただきたいと思っております。

それで、さしより自治区の行政区の公民館ですね、そういうところのいいところというか、代表的なところを借りて、市役所からちゃんと指名してもらって、役所から指名してもらって、兼ねてそこを代表的な地域の分館として活用はできないものかということでもあります。そういうところは可能なんでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 議員おっしゃられるとおり、公立の公民館がないということで、非常に御迷惑をお掛けしております。教育委員会としまして、なかなか社会教育施設の補助メニューがなかなか見つからないということで、今後他の市町村の補助事業の取り組み手

法等を参考に検討させていただきたいと思っておりますし、併せて自主財源も今後確保していかなくちやいけないということで、経費節減を行いながら基金を積み立てていきたいというふうに思っております。

それから、だいたい御意見をいただきました地域分館ができるまでの予算措置についてということでございますが、御意見のとおり、校区公民館活動につきましては、区長さんをはじめ多くの方々の御参加をいただきながら地域コミュニティ、文化活動、健康増進、それからスポーツ施設と、多様な取り組みをしていただいております。御意見のとおり、校区の公民館がある中通、古城、坂梨、波野地区と比較しますと、やはり自由に活動ができない部分でございますので、御指摘の点につきましては教育委員会内でも十分検討させていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 一日でも早く、もう 10 年経っておりますので、館のある活動をやりたいと思っております。

次に、3 番目の質問に移らせていただきます。

先ほど、公民館の活動のこともありますけれども、学校統合により廃校となった学校、また増えつつあります。それで、その樹木、雑草の管理ですね、この前ちょっと時々回ってみますけれども、だんだん荒れてきております。中には木が倒れてそのままになっているところもあるし、素人の手にはもう負えないような感じになっているところもあります。特に波野とか、ちょっとうっそうとしているようなところもあるんですね。そういうところをなるべく予算というか、早めに学校が廃校になってからすぐ管理を始めんといかんとじゃないかと思っております。学校があるうちは P T A の役員さんたちとか、父兄の方がみんな来て、年に 1、2 回奉仕作業はあるわけですね。そのときにある程度の管理はできる。そこが、もうぱたっとなくなってしまうんですね。地元の老人会といっても、そらとても労力的には若い人にはかなわないということで、管理体制をちゃんと決めとかんと、近隣の人に迷惑が掛かるんじゃないかと思っております。その点は、今からどうされますか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 御指摘の部分が多々あるかと思いますが、原則的に施設の用途管理者が管理を行いますので、これまで波野校区につきましては所管がまちづくり課、財政課で管理する部分と、ほとんどは教育課のほうで管理しておりますし、旧中通小、乙姫小も教育課のほうで管理しております。今後、跡地利用検討委員会等で所管がまた新たに決まれば、その課が所管するようになりますけれども、現状としましては低木、あるいは低木の剪定、あるいは草刈り等につきましては、教育委員会のほうで年に 2 回、5 月と 9 月に取り組むような形で今作業をしております。御指摘の高木剪定等については、これまでなかなか市職員では困難でございましたので、今後必要な予算を計上しながら、支障を来しているものについては伐採をしていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 管理が今から、今日も道路の管理とかいろいろ出てきておりますけれども、管理がやっぱり大事じゃないかと思っております。管理していけば、使うときもきれいな状態で使えと。あそこの役犬原小学校ですか、ああいうところもやっぱり低木の剪定を年に2回ぐらいしていると言いましたけれども、なかなか低木も伸び放題です。ああいうところこそ、利用している方ですね、ゲートボールとか、みんなされているんで、やっぱりみんなに呼び掛けて、年に1、2回はみんなで何かそういう奉仕作業も大事じゃないかと、そういうふうに思います。乙姫小学校もだんだん運動場のほうは相当荒れてきております。それから、校舎側にまきの木とか、大事にされていた木が今は荒れ放題です。そういう木は、この新しい学校に移植とか、ああいうのは案外簡単につきますので、そういう思い入れの木とかを新しい学校に移植するとか、そういうお考えはないか、これは教育長でも、お尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 先行統合等をした学校につきましては、記念樹につきまして残す分と、それから持っていく分、持っていく分については今まであんまりなかったと思います。どうしても記念樹として残す分については、今現在まだ残っているところもありますけれども、基本的には寄贈していただいておりますので、跡地利用が決定次第、その寄贈していただいた分につきましては、教育委員会のほうでもう処分するなり、あるいは寄贈された方々の同意をいただきながら、どうするかというのを取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） わかりました。荒れてしまわないうちに、その木が値打ちがなくなってしまううちに、やっぱり管理されて、次の世代に残していくような施策もいいんじゃないかと思っております。

以上で教育課を終わります。

3 番目の質問です。いこいの村の長期休業についてということであります。今期何名の方か質問しておられますけれども、重複しますけれどもよろしく願いいたします。

資金の確保が遅れていると、いろいろ説明があつて、若干遅れ気味というのはどのくらい遅れているかわかりませんが、再開はちゃんとできるのか、来年の8月と言ってておられますけれども、その点を最初にお伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思いません。

資金の確保につきましてでございますけれども、昨日、また本日の各議員さんのほうからの御質問にもお答えしましたとおり、最終的な金融機関、それから国の支援機構等々の審査といったものが現在行われている状況でございます、最終的な詰めに入っているというふうなことで報告を受けてございます。基本的に昨日も御説明しましたけれども、来月ぐらいを目途に、ある程度承認と申しましょうか、採択ができるというふうなことで報告を受けさ

せていただいております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 6 月にあったときは 7 月を目途にと言われて、また来月を目途にということで、2 回延びておりますけれども、あと配管ですね、配管の故障、ボイラーの故障で修理が、図面がないのでできないとか、いろいろ昨日から言われておりますけれども、その辺を詳しくお願いします。どの図面がないからできないのかですね。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 図面につきましては、昨日 4 番議員のほうからも御意見いただきました。昨日御答弁させていただきましたように、配管を示した図面については、すべてではございませんけれどもございます。これは確認をさせていただいておりまして、昨日部長が申し上げましたとおり、構造図等々が現在揃っていないというふうな状況でございますので、現在、施設内を含めて確認を行っているような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） じゃ、その構造図があれば、配管の修理はできるわけですかね、ボイラーと配管。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 配管については、既存の図面で対応ができるというふうなことで、建築事務所あたりと御相談したところできるというふうな回答でございました。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） それじゃ、もう工事に、配管の修理に入っていただくということ是可以できるわけですね。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 配管につきましては、昨年 8 月の大規模な不具合と申しましょうか、事故という表現でしょうか、あったわけですが、当然そのアグリスクエア側のほうから一部修繕、補修の対応をなさっております。今回は、ボイラーの入れ替え、ランニングコストあたりを含めてコストをどうしても抑えたいというところの部分と、経年劣化、1 カ所を直すことによって、また違う箇所がこう不具合になるといったところの部分もございまして、配管並びにボイラー自体を入れ替えるというふうな計画でございます。それにつきまして、現在資金の調達が今回来月を目途に下りるというふうな形でございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） わかりました。なるべく早く再開していただきたいと思っております。

長期の休業で、もういこいの村に行ってみますと、外から見てみますと中も相当カビとか生えて、この次がやっぱり管理ですね、外の管理、中の管理、そういう管理とかは、また民間のことだからわからないかもしれませんが、やられているんですかね。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 施設内部、外部、施設周辺というところだと思いますけ

れども、施設の内部については、現在、休館というふうなことでございますので、定期的に空気の入れ換えでございますとか、そういったものについては現在職員のほうであたっている状況というふうなことで聞いてございます。

施設周辺については、グラウンドゴルフに芝生広場あたりを、敷地内のグラウンドゴルフあたりでお使いになるというふうなことで、現在、職員さんのほうで日々芝刈りでございまして、全体的な管理作業はあたっていただいております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 外側も、前はいいこの村の入り口の踏切から渡ってきれいにしてあったと思います。あそこの職員さんたちが草刈りとかも出てからやっておられるのを見ております。そういうところも継続してやってもらおうと、何しろ全部継続してやってもらおうというのが大体、みんなそういうふうになり前に思ってしまったんじゃないかと。だから、こういう意見がみんな出てくる。長期休業で、2 番目の質問に移りますけれども、修学旅行とか、団体旅行、個人も含めて、みんなどこに流れたか、シフトされたか、県外に行かれたか。いろいろ修学旅行もちゃんといいこの村を指名して来られている学校がいくつかあったと聞いております。そういうところは、どう対応されていますか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 二つめの御質問でございます。修学旅行などの団体客の影響というふうなことでございますけれども、実際、いいこの村自体の影響というふうなことでございますけれども、当然今年の2月から休館というふうな形で余儀なくされておまして、こちらのほうも昨年の8月の不具合によりまして、配管の補修はしていただいて、お使いいただいておりますけれども、やはり不具合等がいつ発生に至るかというふうなこともございまして、まずはその利用客の安全の確保といったものが大前提になりますので、新たな修学旅行の受付については見合わせていたということで報告を受けております。既に予約をなさっている修学旅行の団体につきましては、ある程度人数あたりも十分踏まえて、若干御利用していただいているというふうなことで報告を受けておりますけれども、基本的には年が明けまして、今年ぐらいからは、学校のほうにある程度事情を御説明していただいて、お断りしている団体もあるというふうなことで御報告を受けております。

それから、阿蘇市といたしましての修学旅行の影響でございますけれども、基本的には熊本県の観光統計の数値でいきますと、平成25年につきましては4万2,549人というふうな数字でございまして、26年につきましては5万1,834人というふうなことで、約22%ほど増加してございます。これは数字上の話でございますけれども、阿蘇市全体からしてみれば影響はなかったというふうなことで考えております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 数字的には影響はないと思いますけれども、気持ち的にはやっぱり今までいいこの村のあの自然に触れるということで来ておられた人たちが来られなくなったということで、やっぱり寂しく思っておられるんじゃないかと思っております。

それから、また2番目の質問ですけれども、地元で、近隣で観光、いろいろ業者さんです

ね、そういう方たち、りんご園とか、牧場とかやっておられますけれども、あそこの通りが少なくなったと言っておられます。影響はありますかと聞いたら、少しはあるけどねというふうなお答えでした。市としてそういうところをちょっとお尋ねに行かれたか、そういうところを聞かせてください。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただいま 10 番議員のほうからありましたとおり、通告を受けまして、おっしゃいますとおり近隣の体験農園でありますとか、体験施設あたりに確認をさせていただきました。おっしゃるようにはないことはないんですけども、数字上はある程度わからない程度の分であるというふうなことでございました。もともと経営移譲後については、基本的には日も浅いというふうなことで、そういった近隣の民間の施設あたりとのタイアップといったものがまだなされておりました。そういった中で、今回の休館によっての影響については少なかったのかなというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 数字的にはあまりわからないということですが、だんだん、今はまだ期間がそんなに長くないので、長期化すればあそこが開けたようになって道路も荒れてくるということで、だんだん寂れてくるんじゃないかと思っております。ですから、なるべく早く資金調達を市も一緒になって、図面がないなら図面を、構造図でも何でも一緒に業者さんでも持っておられると思います。探して、早く対応していただきたいと。やっぱり選んだ人の責任もあるし、市民はみんなあれをずっと続けると、営業が続いていくと思っ

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただいまの御意見を受けまして、検討してまいりたいと思っておりますけれども、基本的には議員さんはじめ、市民の方も再開待ちというふうな、御心配を含めて再開を望まれているというふうなことで思っておりますけれども、基本的には御本人が一番現在休館されているというふうなことで、収益が生めないというふうなことで、非常に御本人さんが一番お辛いところだと思っております。一日も早く再開を目指しまして、三つの事業の早期実施を含めて、今回の資金の調達に対しまして、慎重に見守ってまいりたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） なるべく早く、市民も皆願っていると思います。一緒になって再開を望むところであります。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君の一般質問が終わりました。

次に移りますの前に資料の配布がございますので、資料を配布させていただきます。

（資料配布）

○議長（藏原博敏君） 続きまして、13 番、五嶋義行君の一般質問を許します。

五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 13 番、五嶋義行です。あと 2 人になりました、スムーズに進めたいと思います。

今回は、災害関係から入りたいと思います。

関東東北豪雨から 1 週間、先日は阿蘇山の噴火もあって、そしてまた今朝はチリの地震の影響で津波の報道が朝からされておりました。今の世に中、いつ何が起こるかわからないような状況で我々は生活しております。そして、また、本年 7 月 1 日にも大雨が降りまして、そういうことも踏まえて今から質問したいと思います。

まず 1 番目の質問で、九州北部豪雨災害から 3 年、激特事業の進捗についてということで通告しております。

まず、手野と小倉の遊水池の進捗を伺いたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） ただいまの議員の御質問でございますが、昨日、井手議員の質問でもお答えしておりますが、小倉遊水池の進捗状況につきましては、現在初期湛水エリアにつきまして掘削工事がほぼ完了しております。現在、流入施設、取付護岸、囲ぎよう堤等の工事を施工中でありまして、用地買収、地域権設定等の契約につきまして約 9 割の契約が完了しております。残りについて現在用地交渉を進めておりますし、今後につきましては今年度中の用地買収完了を目指して、平成 28 年度までの工事完了に向けて、現在進捗を図っているというような状況です。

それと、手野遊水池につきましては、初期湛水地及び排水樋門等の付随施設の工事が 4 件現在発注してありまして、用地等につきましては地役権設定及び買収地につきまして、面積ベースで 6 割の契約が完了しております。

今後につきましては、平成 29 年度までの工事完了に向けて事業の進捗を図っているというような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） そしたら、本年 7 月 1 日の水は入らなかったということでもいいですか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） まだ越流堤等の整備がされておりませんし、もちろん面整備もできておりませんので、水は流入しておりません。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 次に、内牧の河道拡幅についての進捗をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 内牧地区の河道改修工事につきましては、現在工事着手、完了も含めまして着手率が 6 割となっております。軟弱地盤等が発生しまして、かなり難航している部分もございますので、予定より若干遅れているような状況で聞いております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 内牧の竣工はいつごろでありますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 内牧地区につきましては、平成 28 年度までに完了するというようなことで聞いております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） それから、河道掘削という事業がありましたが、これは黒川をはじめ他の大小河川ありますが、その進捗は。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 黒川及び支川の河川掘削につきましては、これは平成 24 年から着手しておりまして、大体 25 年当初には全部完了いたしております。ただ、その後、中岳の降灰によりまして、若干東岳川等の支川には堆積が見られておりますので、それについてはまた再度の掘削の要望を今しているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） そんな中で、本年 7 月 1 日に大雨が降りました。3 年前の水に比べて量的には 3 分の 1 ぐらいの量なんですけど、下流域の水の増え方が何せひどかったもんですから、今回こういう質問を入れたわけです。

それで、先ほど配りました、これ 2 番目の質問に入りますが、表には水力発電所水門とありますが、黒川第一発電所ダムの運用規定についてということで通告をしております。3 年前の水害と比べて、今回は水門の開放のタイミング、それから放水量が格段に違っておったと。この表を見てもおわかりのように違っております。

そこでお尋ねいたします。ダムの運用規定が変わったかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 3 年前の九州北部豪雨災害の折と、今回 6 月 30 日から 7 月 1 日のときの水門の運用方法、どう変わったか。黒川発電所の堰につきましては、当初満水位、いっぱいいっぱい溜めて 462m というふうに規定がされております。それから、例えば今後増水をしてくる、水位を減らす操作をする、そのときの水位が 461m で水害の当時も運用がされております。そして、今回九州北部豪雨災害を受けて、461m から更に 40 cm 下げまして 460.6m の水位を保とうと、今後流量が増えることが予想されるときには 460.6 cm を保つように水門の操作がなされるようになりました。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） ちょっとこの表を見て答えてほしいんですが、その前に一つ質問です。7 月 1 日の取水はやめたのか、取水及び発電はやめたのかどうか如果能わかれば教えてください。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 水位 461m を下回ると取水ができなくなって、発電自体をすべて放棄せざるを得ないというふうにお聞きしております。このデータを見ますと、はるかに 461m を割り込んでおりますので、発電を完全に放棄して水の開門の操作を行っているという状況です。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） それならば、平成 24 年の午前 2 時のところで、泉大橋が 1.55 のところで、今回が泉大橋が 1.54 のところに、もう既に水位を 458.8m まで下げとるわけですね。前回と運用が全然違うわけですよ。そこら辺のところがわかれば。3 年前は、国交省のダム運用規定に従って開放したので全然問題はなかったという答えが出ておりましたが、そのことはどういうふうになりますか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 今回 6 月 30 日から 7 月 1 日に掛けて、ただいま建設課長が申し上げましたとおり、非常に水の集まりが早くなっている、そういった情報をいただいております。また、ダムもカメラで見ることができますので、それを見ながら 1、2 回私のほうから九電のほうに電話をして、できることならちょっと早めに開けてください、非常に水の集まる量もいっぺんに集まってくるということで、回数は定かではありませんけれども、1 回か 2 回は直接電話を入れております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） であるならですよ、もうあのときも相当電話はしたはずですよ。もう 5 時くらいから電話したけど、開放したのがやっと 7 時 5 分になってから満開放。それまでに相当量の浸水が起こっておったということです。そして、また今回の水の流れを見えますと、内牧上流部分までの河川改修が進んだから、そして支線の河道掘削、非常に水の流れが速い。内牧から下流域が河道掘削だけで河川改修がなされていないということで、非常に下流部の水の集まりが大きかったということがあります。そして、また今さっきお配りしました九電があのかを受けて、自然狭窄部を掘削したという回覧が回っております。皆さんにも配っておりますが、表面上は確かに工事前と工事後では自然狭窄部がなくなったように見えますが、水の中の掘削は全然できてないです。たまたまこの間、下流で人がいなくなって、ダム湖の搜索をしとるときに、消防隊員が下りて回っております。私もそれを見てびっくりした。膝までぐらいしか水深がないんです。何で、せっかく水の流れをよくするために掘削するならば、水の底まで、川の底まで掘削ができなければ自然狭窄部が減ったとは言えない。上が少し減ればそれだけの増えた分は流れは出ますが、そこら辺のやることがなかなか理解できないということがあります。総務課長に聞いても無理なことなんでしょうが、どういうふうな答弁をされますか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） お手元の内側のほうにこういった資料があるかと思います。今回、2 回に分けて 1 期工事、2 期工事、九電さんのほうが分けて 河川の河道を広めるということで 1 期工事につきましては 39m あったのを 65m、2 期工事につきましては 42m から 61m ということで拡張をされております。これによって水面から上の部分については、比較的スムーズにこれまでよりも流れ出すということが一つ。あと下の河床につきましては、どうしても実際下は岩盤というふうに聞いております。この工事をするときに一回私も防災関係の職員と行ってみたんですけれども、非常に岩盤でもう岩だらけといいますか、そ

った状況で、九電のほうではちょっとこれはもう今のところ、今回の工事としては岩盤の河床を掘り下げるんじゃなくて拡幅をして流れをスムーズにさせる、そういったことで説明を受けております。今後岩盤を取っ払うためにはどうすべきかというのは、私どもはちょっと答えを出すことはできないということで御認識をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 今回の質問をするにあたって、何せ 6 月議会が終わってすぐだったもんですからちょっと時間が経って、何でもっと早くせんかという周りの住民からの意見もありました。ですから、お願いします。どうしてもそのことを九電のほうからもう一回説明を受けたいという人たちがいらっしゃいますので、阿蘇市として九電のほうに申し入れをして説明会をしていただくようなことが、お願いはできませんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 平成 24 年の水害を受けて、三つ改善がされております。一つめはライブカメラで常時水位が監視できる。二つ目が、この河川の狭窄部を広めた。三つ目としまして、運用、461m の基準を 460.6m に変えた。その点の説明を地域の方々があと一回詳しく求められておりますということで、九電のほうにはおつなぎはいたしますが、あくまでも九電のほうを受けていただくかどうかというのがまた一つに課題になってくるかと思えます。ただ今おっしゃいました河道の下を掘る、そういった部分になってきますと、九電のほうではできる、できませんというのはまず回答できないかと思えますので、御意見があったことはお話として伝えたいというふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 今、私も河道の水から下の話は、課長から聞いてわかったことで、それを直接住民の方も九電に問い合わせたいという思いがありますし、もう一つはそのダム の運用について詳しく直接聞きたいという方々いらっしゃいますから、ぜひそういう方向で調整をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ただいま御意見をいただきました。やっぱり私たちの役目というのは、地域住民の不安を払拭させること、それが一番大事だと思います。それによって、信頼される行政、阿蘇市にもつながりますので、今いただきました御意見というのは私のほうから九電のほうに伝えて、できる限り対応をお願いします。なかなか返事を洩るようでしたら、また市長のほうにお願いすることもあるかと思えますので、そういったことで対応させていただきます。

以上になります。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） よろしくをお願いします。

これで 1 と 2 は終わって、次 3 番目の阿蘇の自然・草原を守るための協力金徴収計画ということで上げております。これは、先ほどから何人かの議員も観光資源、考えたら阿蘇は丸ごとこの景観が阿蘇の観光資源であります。それを今のところ単独でお金を取っとるのは阿

蘇登山道路だけと。よその観光地に行くと、いろんな形で協力金という名目でお金が取られております。私たちもその場所に行ってお金を払うことは、その場所を見たい、そこに行きたかったらば、せいぜい500円か1,000円ですよ。それぐらいの金は協力金として払いができると思いますが、今、観光課が抑えておる、日本でどういふところがそういう協力金という名目で金を取っとるか、何箇所かわかれれば教えてください。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（市原 巧君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

観光のための協力金、阿蘇の資源・草原を守るための協力金というふうな御質問でございました。日本ではどこかということでございましたが、いろいろ阿蘇に似たような状況のところを調べさせていただきました。我々のほうで調べた結果、今確認をしましたのは、富士山において協力金というふうな形での徴収がなされております。これにつきましては、当然山梨県と静岡県にまたぐというふうなことでございますので、両県の登山者から協力金をいただくということで、いただいた協力金につきましては山小屋であったりトイレの維持補修管理というふうな形に充当がされているようでございます。この場合の協力金につきましては、当然出入口が限定されておりますし、私有地がなく、徴収をするにあたっては当然徴収コストといえますか、徴収をされる方もおらんといかんもんですから、そういった費用の部分も含めて徴収コストを上回るだけの利用が見込まれるところというふうなことがございますし、観光地ということでの協力金の協力が得られるような場所というふうな形で、特定の地域で限定されるような状況かと思えます。我々が把握した部分については、富士山においてそういうふうな協力金が徴収されているというところでございます。他のところもいろいろ調査をしたんですが、協力金というところについては我々の調査不足があったのかもしれませんが、今のところ富士山においてということでございました。ちなみに他の部分につきましては、施設の使用料、阿蘇とも重なりますが、通行料といった部分であったり、駐車料金というふうな部分については、当然多くの観光地であるということでございました。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） ちなみに、菊池溪谷もそういう形で、あそこは国有林ですから。それと屋久島も協力金という形で。それから、先日行きました鞍馬山もちゃんと入り口に人がおってお金をもらっております。まずは、いくら取ればその人たちの雇用が発生して、何らかの財源にはなるんじゃないかと。先ほどから観光地、文化遺産等の維持費が大変だということいろいろありますので、何とか、これはアイデアです。何とかその協力金という形、できれば税金という形で取れば一番いいんですけど、やっぱしみんなこの阿蘇の草原を見て癒されとるわけですよ。癒されて帰っていかれますので、その癒された分を何か置いて帰ってもらいたいなという思いがありますし、ただごみだけを置いて帰られたんじゃ、阿蘇の観光が成り立たないと。何か課長、そういうアイデアはありませんか。一緒に考えて、答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（市原 巧君） 確かにおっしゃるように、阿蘇の景観を保全するためには、自

然・草原、大変維持管理に経費が掛かっているのも事実でございます。現在、阿蘇市におきましては、協力金というふうな形ではございませんが、阿蘇環境共生基金の寄附という形で寄附をいただいております。それと、もう一つは阿蘇草原再生協議会、俗にいうグリーンストックでございますが、そういったところへの募金というふうなところの財源をもっている保全活動、環境活動をしております。当然、議員がおっしゃられましたように、市としましては現在そういったところの活動の周知を深めながら、阿蘇に来ていただく皆さん方にそういったところへの協力をいただきながら保全活動に務めていきたいとは考えております。ただ、御指摘のあった協力金につきましてはいろいろハードルを越えなければならない部分が多々あると思いますが、近隣町村にも関係がある部分でございますので、阿蘇市が単独でできるというのは非常に難しいところがあるかと思いますが、郡内いろいろ観光の協議会、団体でございますので、今後知恵を絞っていきたいというふうには思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） そういう募金という形で何とか集められれば、草原情報センターですか、あそこに来られた方に募金を回すと。今はもう何でも募金、募金の時代ですから、募金を回せば1人1,000円ぐらいの募金は集まるんです。勉強会をして、阿蘇草原再生維持のために皆さんのその懇志をお願いしたいということで、私も早速その方向でやってみようかと思っております。課長も一緒に。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（市原 巧君） 市のほうとしまして、今、議員がおっしゃられましたように阿蘇市だけではなくて多くの観光客の方にこういった募金活動をやっているというふうな周知徹底を今後推進していきたいという具合に思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） もう一つ気になることというか、阿蘇登山の坊中線、坊中線の牧柵が非常に傷んで見苦しいという話を聞きました。これは、誰が管理して、誰が修理をするんですか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 牧柵においては、管理のほうを牧野組合のほうにお願いしているところでございますが、今、鉄柵といいますか、あれのほうで今管理をされているような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） ちょっと話が協力金からずれますが、あれはやっぱり阿蘇観光の一番の目玉ですよ。あそこをもうちょっときれいにしたほうがいいんじゃないかなと思いますが、部長。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） いろいろコマーシャルにも使われているようなところでございますし、牧野の方とも御相談しつつ、今、基本的には牛が出ないことを最前提に補修されてございますので。上のほうは観光特会でやった経緯がございます。草千里から先はですね。

あれも補助金等を利用した形で非常にきれいになったんですが、阿蘇山の状況により、観光特会も今はお金が入らないような状況になっておりますので、あれも重要な観光資源というか地域資源でもございますので、関係者の方と御相談して何とかやれないかという方向で話を進めていきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 登山道路は県道ですかね。県道ならば県のほうにも少しお願いして、そういうことはできませんかね。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） お話のとおり、以前は有料道路だったために、非常に県から。先ほどのお金を、協力金でもちょうだいするというのが一番身近といいますか、白川水源がそうでございますが、出入り口が1個というところは非常に取りやすいというか、協力をお願いしたい形で、協力金をお願いしますとあそこにも受付に1人女性がいらっしゃいますけど、やりやすいんですけど、阿蘇の場合はどこからでも来れるというところが。それと有料道路がなくなってしまったんで、ちょっと止めにくいようになっておりますんで。牧柵については当初、有料道路だったためにそういう対策ができたそうでございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） それなら、また有料道路を復活してあそこでお金ばもらってきれいにしましょう。そういう方向で、部長、頑張ってください。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 御存じのとおり、有料道路は目的と経費を徴収したらそれで終わりということでございますので、阿蘇でございますので、いろんな形で、今度の降灰対策についても県にも依頼に行くところでございますので、何とか自助努力もさることながら、皆様のお知恵とか資金を有効利用して、きれいな観光地にやればなと思います。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 理屈は何とでもこねられますので、そこら辺をちょっと考えながら協力金という形で取れるような形にしていきたいなと思っております。部長、ありがとうございました。

次、4 番目の学校統合後の廃校利用ということで、先ほど大倉議員のほうからも廃校利用についてはありましたので、もう重複します。尾ヶ石東部小学校が今回、来春から阿蘇西小学校のほうに先行統合という形で行くようになりました。明治7年から始まって、142年の歴史に幕を閉じると、我々卒業生としても寂しいことなんですが、やはり今子どもたちが主役であります。学校教育において支障がないように、地域の方々の協力もありまして、説明会もありましたが、特段後ろ向きな発言はなくて、むしろ前向きな発言で教育長をはじめ説明に来られた皆さんもほっとされたんじゃないかなと思っております。ですから、このことは平成20年から21年に掛けて学校規模適正化審議会ですか、そのことで今進められようとしております。旧阿蘇町が小学校2校、あとは1校ずつ、そして中学校は2校ということで、今の阿蘇中学校が一番先に統合ということになった。一応10年ぐらいを目途にということ

統合するという大きな計画があったんですが、その間、災害とかいろいろあって。それと、それよりも早く子どもの数が減ったから今回の尾ヶ石の先行統合になったわけです。その後、廃校の利用ということで、先ほど大倉議員も言いましたが、廃校してあまり長く置くと、せっかくきれいにして使いよった学校がみじめな姿になる、そんなことは見たくないから、ある程度きれいなうちに次の利用を考えていきたいというのが地元のほうにもありますので、そういうのを含めて、何か一言御意見があればお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 尾ヶ石東部小学校の跡地利用関係につきましては、まだ在校生もいらっしゃいますし、検討をまだしておりません。今年度、内牧中校区も3校統合していくということで、現在、今年につきましてはいろんな情報を収集させていただきまして、公共施設で使える方向ができるのかどうかとか、教育委員会あるいは関係各課の今後の箱物施設管理がどういうふうになっていくのかとか、そのあたりの計画等も含めまして利活用の検討も具体的には閉校後に取り組ませていただきたいというふうに思っております。また、地域の御意見につきましても、併せて伺ってきたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 教育課はOKです。

次の阿蘇中部広域農道、正確にはこう言うんだろーと思います。ここの管理についてということですが、要は草刈りを誰がするかということです。田んぼに面したところは、その耕作者がまじめな方なら道路のほうまで草切ってくれるんですけど、今はなかなか自分の田んぼの草切りもでけんような状況になって、道路がせっかく広域農道を整備してきれいになったけど、一部は刈ってある、一部は草ぼうぼうとかいう感じがあります。木製のガードレールなんかも付けて駐車場になつとるところは、そこもそのちょっと格好良くしたつもりですが、草がぼうぼうで、そこはごみ捨て場になつとるという状況の中で、もう見るに見かねて私は1カ所は切りました。そういうことで、管理をどういう形に今後していくか。路面の管理は当然市がするだろうし、そこら辺の草切りまで、結構みんな飛ばすから草切っていても怖いんですね。そういう意味で、ちょっとお尋ねしたいと思いますが。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） ただいまの質問ですけど、広域農道につきましては、今年特にやっぱり土砂が堆積して、土が溜まった状態なんで草が非常に伸びております。私も今年、特にびっくりしておるところでございます。本来、農道で整備したということで、今あの道は農道の位置づけでございます。基本的に農道は各農家がするというのが基本でこれまでやってきました。ただ、ああいう生活道路といいますか、幹線道路でございますので、今、農地・水というのがございますので、農政課としましては土地改良をお願いをして、土地改良の農地・水の中でどうにかできないかという打診はしております。ただ、返事がまだない状況でございます。私たちも農地・水でしていただきたいとは思いますが、やはりあの交通量の中では危ないというふうに思っております。

そういったことで、これまではやはりそういうのを見越して路肩の部分は舗装しながら管

理をしやすいうようにという努力はしたところではございますけど、やはりその斜面も、本来であれば斜面は農家が切ってくれる、通常上の土地の斜面は農家が切りますので、切っていただくというふうに思っておりました。先ほど言いましたように、中にはきれいに刈っていただいて、歩道まで入って立派に切っていただくものもあれば、やはり危ないということでもされない方もいます。そういったことを総合的に建設課とも話をしまして、やはりもう少し煮詰めながら、市のほうで予算を付けて管理するべきことも必要ではないかということで、今、議論をしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 今、農地・水で2回ですか。あれをもうちょっと増やしていただけると、そこら辺まで手が届くかなと思っておりますので、ぜひそこらの検討をよろしくお願いします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） これを受けまして、土地改良と協議をしたいと思います。まずはやはり安全が第一でございますので、土地改良の中で農地・水ですということであれば、安全面をある程度農地・水のほうで、警備員とか、具体的に雇いながら作業をしなくてはなりませんので、どれだけできるかを今後協議させていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 最後の質問にいきます。これは、毎回質問します。市道狩尾幹線、天空の道の駐車場問題です。前回の6月議会のときには、国立公園の第3種区域で、いろいろな協議が必要であると。その後、どういう協議がなされたか、質問したいと思います。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（市原 巧君） 御質問がありました件につきましてお答えをいたします。

天空の道の駐車場整備につきましては、6月議会におきましては現在設計中ということで答弁をしたかと思いますが、今現在、基本設計のほうがもう出来上がって、我々の手元のほうに届いております。

御質問にありました国立公園の3種地域につきましては、環境省の園地の審議会を経るということでございますので、今、審議会のほうにいろいろ協議のほうを掛けております。これにつきましては、最終的な面積であったり、規模、形態が確定をしなければならないということがございますものですから、我々のほうとしましては基本設計を基に、まずは地元の関係者ということを先に協議をした上だと思っておりますので、ちょっと災害等もありました関係で遅れておりますが、早い段階で地元の区長さん、牧野の関係者の方と協議をしまして、協議が整い次第、そちらのほうの手続きに移って関係課と協議をしながら早急に着手のほうをしていきたいという具合に思っています。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） できるだけ早くそういう協議に入って、早く駐車場ができるように。でないと、まだまだあそこいっぱい車を止める人がおって、今はもう通行止めにしてあるから下まで下りる人はいませんが、あの入り口付近でたまる車がいっぱいおりますので、で

きるだけ早くよろしくをお願いします。もう答弁はいいです。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩をいたします。2時20分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

午後2時09分 休憩

午後2時19分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番、田中弘子君の一般質問を許します。

田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 6月に続きまして、くじ運が悪く最後になりました。本当に残念ですが頑張ります。

12番、田中です。通告に従いまして質問をいたします。

まず、災害時の避難道路を兼ねる内牧千丁線の進捗状況についてですが、このたび関東地方の水害、目に余るような光景でしたし、また平成23年の東北震災を思い起こすようなことでもありました。阿蘇中岳火口噴火もそうですけど、一層の危機感を持ちました。すべての条件が整えばのことですが、6月議会の諸般の報告にもありましたが、これからの状況をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 御質問にあります災害時の避難道路を兼ねる内牧千丁線の進捗状況についてお答えいたします。

内牧千丁線につきましては、平成24年の水害で角萬前交差点、それと三久保交差点、どちらも水没した関係で、内牧が孤立するというような状況になりました。それを解消すべく、内牧中央線から、先ほど質問に出ておりました阿蘇幹線道路ですね、そちらまでを結ぶ路線ということで、延長1,600m、総事業費10億円で計画をしているところです。こちらにつきましては、社会資本整備交付金を活用し事業を行っておりますが、昨年度に事業説明会を開催しまして、現在橋梁の設計及び用地測量を実施しているところです。今後、年度内に現地での境界立ち会い等を実施する計画となっております。来年度からは用地買収に着手する計画となっております。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 何か不審な点が出てきまして、浜川地区のあんまり大きい面積ではありませんけれども、中間のところで測量がされておりましたので、田んぼの法面を嵩上げするということでした。市道も入っておりますけれども、これは県の市道だそうだけれど

も、市としてわかる範囲でちょっとお願いしたいんですけれども。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 現在、概略の線形は出来上がっておりまして、現在、橋梁の設計あたりを行っておりますが、ちょっと不審なところというのがもう一回詳細に御説明いただいてよろしいですか。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） 私も本当に不可解なことが起こりまして、浜川のやまびこに向かっていく浜川地区から黒川千丁線に向かって 8mに抜ける道路ですけど、それからうちの牛舎がちょっと浜川の下の方にあるんですけど、そこから私は堤防の方に向かって嵩上げをするのかなと思ったんですけどもそれが違ひまして、市道を通して、中の市道を通ってまたちょっと上のほうにお墓があるんですけど、そこまで嵩上げを 50 cmするということになって測量がございましたけど、地域振興課に、市のほうに、あのときは西村さんですけど、聞き取りをお願いしたかったんですけど。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 内牧千丁線につきましては、現在の内牧中央線から浜川のほうを通りまして、浜川の東側を迂回しながら、現在農道でありますけれども、そこを利用しながら幹線道路に接するような形で計画しております。議員が言われました計画は、現在、県の振興局のほうで先ほど出ました黒川の激特事業の中で内牧に水が行かないようにする、一部嵩上げ堤防の計画がございます。これは、内牧東側の西岳川からの水を防ぐ堤防と南側の黒戸川の水を防ぐ堤防というのが計画してございまして、議員が今言われました部分は、黒戸川からの水をふさぐ堤防を、一部市道、農道を嵩上げして、浜川の南側を縦断するような形で計画してございます。現在その測量に入っているというふうに聞いておりますので、恐らくそれじゃないかと思っておりますので、現在の内牧千丁線とは関係ないんじゃないかというふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） 中央線とは関係ないと思いましたが、用水排水のこともありましたので、地域住民は一応そのことはやっぱり災害復旧のための災害道路を優先するので、そのことは後回しでもいいんじゃないかなという話がありましたので、その辺のかみ合わせでどうなのかと思ったわけですので質問しました。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 当然、どちらも災害防除のために必要な事業というふうには考えております。どちらかといいますと事業的には内牧千丁線というと、先ほど言いましたように総事業費約 10 億円程度かかるということで、非常に長い期間かかる可能性がございますので、事業スケジュール的には、先ほど言いました県の嵩上げ堤防のほうの方が早めに行くと思います。当然、うちと事業のすり合わせはしておりますので、なるべく手戻りが出なくて、皆様の、先ほど言われました用排水等に迷惑が掛からないような形で計画は進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） そのことがわかりまして、県のほうに聞いたところ、先の見通しはないんですけど、一応青写真をつくりまして、地域には 11 月ごろにその説明会を予定しているという、まだそれだけの説明があったんですけど。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 私どもも 8 月に県と打ち合わせしました段階で、そういう測量に入りますという情報しかまだいただいておりません。実際、その設計もまだ見ておりませんので、出来次第地域のほうに入っていていただいて、私どもも当然一緒に説明を受けますが、納得いくような説明はしていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） 地域としましては、もちろん激特事業でするんだらうと一応思いますが、今回感じたのは、すべてそうですけど、水の流れの速さということをもつくづく感じましたので、本当は地域住民は黒戸川の堤防、こっちは三方張りに黒川、黒戸川、それから支流が入っていますので、三方張りになっておりますので、やはり堤防の強化を、黒戸川の堤防の強化をしてほしいというのがまず第一の条件でしたので、それで災害道路を引っ張っていくというのが地域住民の要望でしたので、何で中間にそういう嵩上げして、道は法面を 50 cm 上げたら狭くなるじゃないかいという、いろんなところの要望が地域住民の中で話し合いがっておりますけれども、説明会が 11 月ということですので、そのときの状況は読めませんが、市としてはどうなんだろうということなんです。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 私どもが聞いておりますのは、あくまでも輪中堤の区域ではございませんが、同じような形で一つの堤防で宅地部分を守るというふうで、そういう測量をとりあえずしますという情報しかいただいておりませんので、あとは住民説明会の中で十分納得いくような形で皆さんで質問していただいて、当然用地買収あたりも一部お願いするような形になってくると思いますので、その辺りは十分御議論いただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） とにかく、浜川の住民は、まずは災害道路を先につくっていただいて、いろいろな土地条件もありますので時間がかかるということは最初から市のほうから聞いておりますけれども、やはりその途中でこういう話が入ってきましたのでちょっと戸惑っておりますけれども、まずは災害道路を優先してほしいということは住民の願いでしたので上げさせていただきましたが、まずは先にその災害道路を市のほうから、11 月に県のほうがしますと言いましたので、その場合にでもいいから地区住民の説明会をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 昨年度、一応事業説明会を行っておりますが、今後また詳細設計及び用地測量等行いましてから、また現地での境界立ち会い等も行っておりまいます。県と、先になるのか、後になるのか、向こうのスケジュールも見えないのではつきりわからないん

ですけれども、納得いただくようにまた説明あたりも行っていきたいというふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） やはり、いろんな査定があると思いますけれども、とにかく事業日数が長くなると思いますので、とりあえずは、やはり黒戸川の河川強化をやっぱりお願いしたいし、成川の上のほうから入ってくる水が一括黒戸川に全部流れてきますので、やはりそのことを住民は心配しておりますので、24 年でも上のほうからやっぱり、決壊はしませんでしたけれども、上の方から水が上がってきまして、上からのまれてきたところもありましたので、その低いところを河川の強化をしてもらって、それから上の方を少し嵩上げしていただくだけでいいんですけどという話なんですけど、やっぱり逆から言わせるとそれは困るとかという話もありますので、やはり行政のほうから一回来ていただいて、その説明をしていただければ納得かなと思いますので、了解でしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 黒戸川の護岸改修等につきましても、県のほうには要望いたしております。特に今回、激特事業の中での嵩上げというのも県も検討しておりますので、測量が終わり次第、なるべく早く入っていただくように、また県のほうにもおつなぎしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） ありがとうございます。一応そういうことを念に持ちながら、よろしくお願ひしたいと思います。

これで一応終わります。

続きまして、大阪府寝屋川市の中学 1 年男女の死体遺棄事件ですけど、また大分市小学 4 年生女の子の行方不明事件についてですけど、一応阿蘇と書いておりますけれども、これは阿蘇市の取り組みについてということをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 大阪府の寝屋川市で起きました中学校 1 年生男女生徒の死体遺棄事件、大変ショッキングな事件でありました。マスコミ等で報道があっていましたが、朝方まで男子と女子の生徒が駅前の商店街を歩いている姿が映し出されておりました、事件に巻き込まれる前に誰かが声を掛けたり、家庭に連絡するなりして事件を防ぐことができなかったのかなと、誰もが思ったんじゃないかなと思ったところでございました。

学校教育はもちろん、家庭や地域で子どもの命が奪われたり、あるいは危険にさらされたりするような事件があるということは、やっぱりあってはならないことじゃないかなと思います。阿蘇市の対応ということでございますが、このような事件がありますので、学校のほうでは夜間外出について、必ず夜出るときは保護者同伴ということで指導をしております、特に夏休み前の保護者会等では、総会をお願いをしているところでございます。また、夕方部活動等で遅く帰ったりすることはありますので、夏は 6 時半まで、それから冬季は 5 時半までに終わって明るいうちに家に帰ると。あるいは、遅くなるときは家の人に迎えに来てもらうというようなことで、事故に巻き込まれないように指導しているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） 2 学期が始まりまして、阿蘇中学校で、これは 2 学年すべてか、全体かわかりませんが、とりあえず夏休みで一番心に残ったことはという先生の問題提起で、8 割近くがこの事件のことだったそうです。生徒の疑問として、その時間に親が認めている状況、また友達であっても男女の外出を許していることがわからないということだったそうです。また、阿蘇市のほうではこのことについて保護者に対して、夜中の徘徊要請もされておりますか。ちょっと禁止みたいなことですが、保護者に対してのそういう説明とか要望をしておりますか。

○議長（藏原博敏君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 今申し上げましたように、通常日には必ず保護者同伴で、夜は外出するようというようなことを指導しておりますし、夏休みあたりに祭り等が行われることがありますので、そういう場合、子どもたちで出ているときがありますので、地域のボランティアの方、あるいは青少年健全育成協議会、あるいは P T A 連絡協議会、あるいは青少年の生徒指導部会がありますので、そういう中で学校の教員もそういうときは見回ったりして事故が起きないように、そして遅く徘徊している子どもには家に早く帰るように指導はしております。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） これまでにそういう事件的じゃないことにしても、何件かそういうようなことはありましたでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 年に数件、学校の帰りに車で後ろから尾行されたりとか、あるいは追いかけられたというふうな話が、つい先日も内牧で 1 件、それから波野のほうでも 1 件ありました。すぐ学校のほうは生徒がやっぱり引き返して学校に訴えたり、近所の逃げ込んだ家からも連絡がありますので、委員会のほうは連絡を受けましたらすぐ警察のほうに連絡をして、波野のほうは駐在所に行ってもら。内牧のほうは学校の先生がすぐ行って確認をしたというふうに聞いておりますが、やはり時々そういうことがありますので、子どもたちには常々やはり自分の命は自分で守る、危険が迫ったら、今防犯ベル等も持っておりますのでそういうものを鳴らしたり、あるいは近所に家があれば家に駆け込むなどの対応を取るようには常々指導はしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） 内牧の一件というのは、次のボランティアに関連するんですけど、我が家に生徒さんが飛び込んできたんですけど、自転車に乗った不審者の人からつけられて入ってきたんですけども、そのときには警察、先生との話し合いを持ちながら、生徒は先生が自宅に送っていかれ、警察の方は確認を取ということで、その場は収まりましたけれども、いろんな中でびっくりしましたが、旧阿蘇町には 2 名ほど変質者がいるんですけども、悪さはしないんですけども、いつとき変貌するかわかりませんので、次の 2 番目のボランティアさんだけでは無理かと思われませんが、とりあえず阿蘇市の中でボランティ

アさんとか、そういう存在が何件かあるんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） ボランティアについての御質問ですけど、教育委員会のほうで登下校のボランティアを市民の方に公募をしております、全校区で毎年 100 人ほどの方、今年は 108 人おられますけれども、早朝の 1 時間、登校時間、それから下校時間の 1 時間程度、ボランティアの方に登下校の見回り活動を取り組んでいただいております。このボランティアの方々には、教育委員会から登下校のボランティア協力員のたすきを配っております、そして万が一の事故に対応するためにボランティア保険にもかたっていただいております。また、県の教育委員会が実施いたします子ども見守り支援事業というのがありますが、平成 20 年度から各小学校に 1 人ずつこの地域巡回指導員を配置して、定期的に登下校の指導とか、あるいは通学路の巡回指導をしている、そういうようなボランティアの方、毎日活動をいただいております。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） 最近、全国的にそうですけど、男性というと失礼ですけど 30 代、40 代の男性の事件が多く発生しておりますけれども、その目的は、結構小学生、中学生というんですか、そういうふうなほうに目が向けられておるような気がしますので、いろんなボランティア活動とか、見回り隊とかあるとは思いますが、突発としてそういうことが起こりますので、この間、防犯灯の件も出ておりましたけれども、お金がかかるということもありますけれども、本当に下校のとき、これからもっと日が短くなりますけれども、危ないところを一回点検していただいて、お金はかかると思いますけれども、その辺の少しでも余裕があればいかなものかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 各学校では、年度当初に新しい小学校 1 年生が入ってきたときに、学校で保護者と一緒に登下校の安全管理というか、安全確認をいたします。そして、登校班の班長がいますので、班長とその班全員で自分の通るコースで危険箇所がないか、あるいは人通りの少ないところはないかということ子どもと一緒に話し合っ、て、班長さんがまずそれをつかんで登下校の安全を図るようにしておりますし、危険箇所とかありましたら教育委員会のほうに学校のほうから連絡があるようになっておりますので、学校のほうでは関係機関とこの連携を諮って危険箇所を除去するように対応するようにはしております、不審者対応、緊急時の対応等については、学校も十分そのようにして、保護者と一体となって取り組んでおります。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） この現状では、やはり高齢者と、それから少子化の問題が二つこのようにあるんですけれども、やはり少子化人数によって統合するような子どもたちのあれもありますけれども、やはり見回り隊だけでは難しいところがありますので、地区の方が、私たちもそうですけど、どこかで見守るということを確認しながら、教育課のほうも大変ですけど、そのことはよろしく願ひして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。これで終わります。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君の一般質問が終了しました。

以上をもちまして、今期の定例会に通告提出されました一般質問は全部終了いたしました。

日程第２ 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（藏原博敏君） 日程第２「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長から、会議規則第 111 条の規定によりまして、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

この後、追加議案がございますので、5 分間暫時休憩をいたします。その間に、関係書類を配布いたします。

午後 2 時 42 分 休憩

午後 2 時 45 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま市長より報告 2 件、議案 1 件が提出されました。この際、これを日程に追加いたしまして議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第 17 号、報告第 18 号、議案第 80 号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま日程に追加し議題とすることに決定いたしました案件については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって、追加で付議された事件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

追加日程第 1 提案理由の説明

○議長（藏原博敏君） 追加日程第 1、市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 平成 27 年第 5 回阿蘇市議会定例会追加提案理由の説明をさせていただきます。

報告第 17 号「専決処分の報告について」

本件は、平成 27 年 3 月 8 日、阿蘇市山田端辺 2090 番地 697 付近、大観峰駐車場において発生した物損事故について、同年 8 月 21 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 18 号「専決処分の報告について」

本件は、平成 27 年 3 月 8 日、阿蘇市山田端辺 2090 番地 697 付近、大観峰駐車場において発生した物損事故について、同年 8 月 21 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

議案第 80 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は第 5 号補正であります。

歳入では、台風第 15 号の到来により、被害を受けたはな阿蘇美修繕工事に伴う建物災害共済金を計上しております。

歳出では、アゼリア 21 の女子浴室天井落下に伴う復旧工事、はな阿蘇美バックヤード等の修繕工事、寄附申し出に伴う諸経費を計上しております。これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 140 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 186 億 7,369 万 3,000 円としました。

以上、議案等 3 件、報告 2 件、予算 1 件を本日追加上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

追加日程第 2 専決処分の報告について

追加日程第 3 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） お諮りいたします。追加日程第 2、報告第 17 号「専決処分の報告について」及び追加日程第 3、報告第 18 号「専決処分の報告について」は、関連があることから一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

従って、追加日程第 2、報告第 17 号及び追加日程第 3、報告第 18 号は、一括して議題いたします。

経済部農政課長の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（本山英二君） ただいま議案としていただきました報告第 17 号「専決処分の報

告について」御説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

提案理由としまして、本件は平成27年3月8日、阿蘇市山田端辺2090番地697付近大観峰駐車場において発生した物損事故について、同年8月21日に示談が成立、地方自治法第18条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

2ページの専決処分書をお開きください。

まず、損害賠償の相手ですけれども、表記のとおりでございます。

2、事故の詳細です。平成27年3月8日午後1時ごろ、阿蘇市山田端辺2090番地697付近大観峰駐車場において、甲が駐車していた自動二輪車に戻ろうと歩行中、野焼きの炎、熱風が巻き上がり、甲の着用していた衣類の一部が損傷、所有者である甲に損害を与えた。

3、損害賠償の額。甲の損害額1万2,960円のうち、市は甲に1万2,960円を支払う。市の過失割合は10割でございます。

4、和解事項。本件事項に関して、今後双方とも裁判上、または裁判外において、一切異議申し立て及び請求を行わないことを確認する。

また、引き続き関連がありますので議案としていただきました報告第18号「専決処分の報告について」御説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いします。

提案理由でございますが、本件につきましても報告第17号と一緒にということでございます。

4ページの専決処分書をお願いします。

1、損害賠償の相手ということで、表記のとおりでございます。

2、事故の詳細につきましては、17号と同じでございますが、駐車中の自動二輪車に熱風が巻き上がり、自動二輪車の一部が損傷したということでございます。

3、損害賠償の額ですけど、甲の損害額が11万4,270円、うち市は甲に同額の11万4,270円を支払う。過失割合は10割でございます。

和解事項につきましても、本件事故に関して、今後双方とも裁判上または裁判外において、一切異議申し立て及び請求は行わないことを確認します。

以上、報告第17号及び18号については同じ事故案件でございます。本人さんがお兄さんが所有するバイクでの物損事故ということで、所有者が違うということで議案が二つに分かれるということでございます。

今回の野焼きにつきましては、野焼きの事故については、本人さんがツーリング中に大観峰に休息のため立ち寄ったと。そのバイクに戻ろうとしたときに、強風にあおられた野焼きの火でバイクと、また自分の衣服、ジャケットが一部焼けてしまったということでございます。

また、御本人さんにおいても手と顔にやけどをされております。現在も治療されているということで、人身事故にしてはまだ示談が成立しておりませんので、示談が成立後、また今後議案として提出をさせていただくことになると思います。

今回の事故を受け、地元牧野に対しては十分な安全対策を講じるように指導をするとともに、全体牧野に対しても今後火入れの会議の中で安全確保の徹底を図る。また、観光客に対しての野焼き実施に伴う注意喚起も強化をしてもらいたいというふうに思います。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

19 番、井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） こういう事故は、以前もございました。非常にあってはならないことでありますけれども、1 点ほど、北外輪山地区においては、大観峰からやまなみ道路までは時間帯、通行止めがしてあるわけですね。その間入ったというようなことでございますけれども、時間帯がここに午後 1 時ごろというふうなことでなっております。その時点で入ったのか、休憩のために入ったのか、ちょっとですね。そこの辺の通行止めをしっかりと牧野組合で規定をしております。決めております、時間帯はですね。今までは時間帯は 1 時間ぐらいまでにしておりましたけれども、もう少し長くしてくれというようなことで、去年も牧野組合会議でありました。時間帯が 3 時間ぐらいまでしました。そういう中で、この間に入っているというのが非常に不思議でありますので質問します。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 御説明いたします。

道路規制につきましては、二重の峠から 212 までについては 10 時から 12 時まで、それから大観峰入り口からやまなみまでが 1 時から 3 時までということで、やはりお店等があるものですから、大観峰までは規制は掛けていないということで、これまでずっとやってきました。これは、火入れ会議の中で十分牧野組合の代表者と会議をしながら決めたことでございます。やはりお店の関係がありまして、そこは規制を掛けないということでやってきましたので、本来であれば、そういう条件の中で牧野はきちんと管理体制を整えて、大観峰では規制を掛けないということでございますので、牧野の方たちがその周辺にある程度立っていただいて、そして監視をする。野焼きの火が来るときには放送で注意をしてくださいという喚起をする。また、施設内には駐車場を含めて看板も立ててという十分な体制でこれまでずっとやってきました。ただ今回につきましては、そういったことをやったんですけれども、たまたま本人さんがそこに通りかかって、監視の目が届かなかったということで起きてしまったということでございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

19 番、井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 最後のお願いです。やはりこういうことが起こると、火入れする牧野は、組合長は印鑑を押して全責任を取るということになっております。そういう中でこういうことが起これば、非常に牧野の関係者としては責任が重くなりますので、やはりこの辺はしっかりと通行止めするのならする、びしゃっとして、また入った人は入った中で、当然道路は通行はしてないと思いますけれども、やっぱりこういう大観峰の茶店ですか、ああいうのは止まってあるのは、確実にもう危なくないようなところに避難をさせるというようなこ

とでやってもらわんと、今後牧野組合としては火入れができなくなります、こういうことになればですね。その辺はしっかりと行政のほうが、執行部のほうがやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 回答させていただきますけど、今回の事故を受けて、火入れの会議で十分周知徹底をしていきたいというふうに思います。これまで井手市議とも議会の中で議論をしてきたと思いますが、要はこういう賠償問題が、責任問題があるということは非常に地域の方々は火入れの責任者にもなり手がない、要は非常に心配な中で野焼きをしているということで、昨年から事故が起きた場合には市の町村会の保険でするような仕組みを取ったということで、幸いにもそういう対象になったということで今回上げさせていただきました。ただ、やっぱりそうは言うものの、非常に今から先、今でもやはり野焼きの人が少なくなつて危険性が増していますので、今から先は更に出てくる心配があると思います。そういった部分は十分市も牧野と一緒にやっていきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 13 番、五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） この専決処分書を見てみますと、阿蘇市の過失が 10 割と。この 10 割過失がどうも納得がいかんわけですね。そして、聞くところによると、駐車場の真ん中ではなくて端っこに止めとると。自己責任の部分が少しはあってもいいんじゃないかなと思いますが、そのことについてはいかがですか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 今、市議が言われますとおり、単車を置いた場所が、要はちょうど道路沿いの部分であるということで、非常に危険性があつたところではあります。本来は、やっぱり単車、バイクは非常にそこに置かれる方が多くて、当日はそこに館内放送で移動してくれということで、今までやっております。また今回もやったそうです。ところが、その本人さんがもう天望に登っていていなかったということで、連絡がつかなかったために、自然と帰られて、そこで被害に遭つたということでございます。ただ、先ほど言いましたように、その過失の割合については、どうしても保険会社の判断ということでなりますので、なかなかうちのほうで過失割合の分をちょっとタッチできない部分があります。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 保険会社は、自分の腹は痛まんとです。そのことば全部引き受けよつたら、何もかんも阿蘇に来た人の責任ば面倒みらんようになる。そういうのはもうちょっと自己責任の世界というのがあってもいいんじゃないかなと思います。

それからもう 1 点、二重の峠を 10 時から 12 時までの通行止めということでしたが、あれは以前私ももうちょっと延長してくれというようなことを言いました。というのは、下からの火は 1 時以降に上がってくるんですよ。だから、12 時で開放すれば、当然開放された人たちはもう安全だなということで帰ってきますので、今度のような事故が起きる可能性が高いと思います。ですから、これは要望です。3 時までぐらいは二重の峠からの通行止めをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 規制につきましては、今までもやはり営業権、いろんな部分で協議をしてこれに至っておりますので、今回こういう事故があったということで、再度火入れ会議の中で十分警察も含めて協議をしていきたいというふうに思います。

自己責任につきましては、どうしても本人さんから言わせれば、今回のような部分と他にもやっぱりいろいろ観光客から灰が飛んできたとか、いろんな苦情があります。そういった部分で、じゃどれだけ市のほうがその観光客に対して周知をしているのかと。やっぱり周知には限界があるというふうに思っています。それぞれ観光客が、来る方がみんな今日は野焼きがあっているから気をつけなさいよということで周知ができれば私たちも過失がないかと思いますが、やはり観光客から見れば、それをしなかったといえ、市としての周知の不備も責任としてありますものですから、その辺で過失割合は非常に市の立場は弱いというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） これ、やはり火は熱いと、燃えればやけどすると、バイクも燃えると。はさみは切れるということはわかつとることですよ。わかつとることをちゃんとやっぱりわからしめるような社会にならないかと思っておりますので、そこら辺は、ただ保険屋が言うたから阿蘇市の過失が 10 割と、こらおかしいと思いますが、そこ辺は、皆さん、どう思いますか。納得ができません。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ただいまの件でございますが、ちょっと意識が違うのが、地元の人は当然知つとることが、観光客の皆さんですから初めての方もいらっしゃって、どうしても認識がずれるところがございます。

それと、今まで野焼きというのは牧野と農政という形でやっておりましたが、今、他の案件にも出ておりましたように、観光施設のほうは、どうも今までおろそかになっておりましたので、今度から野焼きをいつすとか、ですから今回の焼けた灰の問題もありますし、その辺のところを駐車場をお持ちの観光施設のほうには注意喚起を促すような形にして、被害を狭めると申しますか。どうしても、阿蘇に住んでいる方は当然知っていることを外部の方は全然知らないという認識のずれが非常にあるようでございますので、その辺をまた経済部として対応していきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

11 番、湯浅正司君。

○11 番（湯浅正司君） ここの大観峰は、山田地区の皆さんがやっておりますので、私もちょっと質問がしにくいんですけど。この大観峰駐車場というのは、上の駐車場ですか、下の駐車場、どっちですか。上でもいいと思いますけれども、野焼きは山田地区、うちは一の宮と違って各個人で税金払って、所有ですけど、この駐車場は県の管理か何かじゃないですか。違いますか。上と下。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 事故に遭ったのは、建物があるところの駐車場の南側でございます。ちょうど車と建物の、行きますよね、突き当たったときに右側の駐車場に入りますけど、その左側に止めたということでございます。

○議長（藏原博敏君） 湯浅正司君。

○11 番（湯浅正司君） 駐車場じゃなくて道路ですか。遊歩道。車道ですか。大体止めちゃならんところだと思いますけど、これは單車だからいいと思いますが、あそこには多分業者さんも車を止めていたと思います。これは、もう大観峰の茶店の責任もかなりあるかと思います。そういう野焼きのときに周知徹底する。逆に言えば、こういうのが起これば、おろい車を持って行って、あそこに止めて、そういう考えもあるんですよ、下の駐車場もありますし、目が届かないところもありますし。だから逆に言えば、この野焼きのときにはあその店に行って店を何時間か閉めなさいとかいう、言わなんこともでてくると思うんですよ。先ほど五嶋議員が言いましたが、私も、ただ保険で終わるからということで、この納得ができませんとですね。逆に言えば、誰も野焼きのときに、あの全部道に、道路に我々火を点けていきますけど、点いておりません。知らん間に中に入って車置いとって燃えた場合、またこれ責任持たなんようなこつになりやせんですか。これは市長にちょっとお聞きしたいんですけど、これ小さい案件ですが、今からあると思います。これ、やっぱりただ払うだけじゃ、これは逆に裁判もするような気持ちもなからんとですね、ただやればっかりではあんまりじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今の湯浅議員が言われたのも、五嶋議員が言われたのも、ひとつあると思っております。今回の経過については、そのような野焼きという、将来にわたっても非常にこれはシビアな問題でもあると思っておりますけれども、ひとつ今回はこういう形で出させていただきました。ただ、御意見がありましたことについては、将来にわたっても非常に大きな阿蘇にとってのこれからの草原を守る、あるいは野焼きをやっていくということでも大事なことだと思います。しかるに、議員の皆さん方からいただいた御意見をしっかりとこれからまた煮詰めて、方向性とこれからのあり方というものを果たしていきたいと思いますので、そのことで御理解をいただければありがたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 湯浅正司君。

○11 番（湯浅正司君） 先ほどしました、その時間帯ですよ、店に入れないとか、先ほどお伺いしましたやつで。そういう事故が起きるならですよ、店自体も、11時から何時まではお客は入れないとか、そこには止めないとか、そういう指導のほうは。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 今まで規制を掛けなかったのは、多分お店側とのいろんな調整の中でやってきたというふうに、以前からだからちょっとその当時わかりませんが、そういった中だと思います。ただ、今回の、要はあそこでの、大観峰での事故ということがあれば、今後ちょっとお店側ともお話をさせていただいて、ただそれをその期間営業を止めるということであれば、それだけの営業補償とかいろんな部分が出てくると思います。まずは今

回の事故を受けて、それぞれの関係機関ともう一度来年に向けて十分話をさせていただいて、今までではどうしてもこの防げないという部分で、もう少し体制をつくり直すという形で協議をさせていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

3 番、岩下礼治君。

○3 番（岩下礼治君） 長くなりまして申し訳ありませんが、1 点だけ聞かせてもらいます。

こういうふうな物損事故が多いと、どうしてもやっぱし公共団体というのは弱い立場になってしまうような気がしまして、この 10 割というのもその一環ではないかなと思います。

それと、示談まで結構時間が掛かりまして、今回も半年近くかかっているわけですが、人身についてはこれから治癒された後ということになってしまうわけですが、1 点お尋ねしたいのは、こういうまだ示談を要する件が全体的にあといくつぐらい市として残っていますか。そこだけお聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 今後、出てくるであろう事案の示談関係ですね。まず今回の事件に関連しまして、本人さんのけがの関係の示談が一つ残っております。あと 1 件、野焼きに関しまして今先方と調整中でありますけれども、それが 1 件あります。それと、仙酔峡の入り口のところでグレーチングがはずれてうんぬんかんぬんがありました。そのときに同乗者が 2 名おられました。2 名の方の治療関係の示談がまた発生してくるかと思われます。合わせましてあと 2 件ですね。道路の損傷によるエンジンのオイルパンの損傷の分が 1 件報告が上がっておりますし、市道北山山鹿線のほうで同じく中央線沿いの道路の穴ですね、それに伴う分が出てきております。

今報告が上がっている分は、その件数になってきます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他にないようですので、これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

追加日程第 4 議案第 80 号 平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第 4、議案第 80 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） ただいま追加として議題とさせていただきました、16 日に配りました予算書の別冊の 1 になります。平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算、今回第 5 号になります。御説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。

第 1 条になりますが、既定の予算総額に 140 万 4,000 円を追加いたしまして、歳入歳出そ

れぞれ 186 億 7,369 万 3,000 円といたしております。

4 ページをお願いいたします。

歳入になります。款 20 諸収入の雑入につきましては、はな阿蘇美の台風被害による建物災害共済金としての受け入れという形になります。

5 ページをお願いいたします。

歳出になります。まず、款 6 商工費、一番上の目 7 になります。特産物推進費の修繕料、それと工事請負費につきましては台風 15 号によりはな阿蘇美のバックヤード温室等が被害を受けましたので、その復旧費を計上しております。なお、財源といたしましては、先ほど歳入で御説明いたしました共済金を 2 分の 1 受け入れるという形にしております。

次に、目 9 です。地域振興対策費の予算につきましては、ガンダーラ美術品の寄附採納による経費といたしまして、この美術品の運搬費を 165 万円、同じくこの美術品のデータ化、いわゆるアーカイブデータ作成費用、これを 400 万円計上いたしております。

最後に、款 9 です。教育費、目 2 の体育施設費の工事請負費 669 万 6,000 円につきましては、アゼリア 21 の女子浴室の天井が落下いたしました。また、男子浴室につきましても、落下の兆候が見られることから、男女の浴室天井の復旧を行う工事費として計上いたしております。

以上、一般会計補正予算（第 5 号）につきまして、御審議をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

17 番、古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 17 番です。

今、工事請負費のアゼリアの件についてお尋ねをいたします。これは、669 万 6,000 円ですか、今、財政課長がおっしゃいましたように男女両方共のあれですね。それに伴いまして、プールのほうはいかがですか。それと、この天井が落ちた原因、原因によって工事業者がいますよね。そのあたりは、どういうふうになっておりますか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回、修繕の工法の検討に時間を要したために予算計上が遅れて申し訳ございませんでした。今回は、男女の浴槽について、まず具体的には天井材の軽量化を図る、それから吊り天井の金具関係ですね、今回ステンレス製を使用して金具の腐食の防止を図っていく。それから、天井裏の換気システム、蒸気がこもって腐食が進んだという経緯がございますので、今回は換気システムを導入して天井内の腐食防止対策を取り組んでいくということで工事をする予定にしております。

それから、プールにつきましては、先週、一応点検をしております。吊り天井の腐食の状態につきましては現状は大丈夫ということでございましたので、詳細については報告書が今度上がってくるようになっておりますので、また報告をさせていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 17 番、古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 結局、腐食によって落ちたというようなことでよろしいですか。そ

のあたりの天井の換気の部分ですよね、そのあたりの業者の不備とか、そういうようなところは何も問われるところはありませんでしたか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 不備ということではなくて、やはり蒸気が天井のほうにこもるということで、通常の年数よりも腐食が早く進んでいたという状況であります。今回、その点を反省しまして、天井裏の換気システムを入れるということと、それからステンレス製に変えると。それから、新しい建築基準法でございますので、耐震化についても補強を図っていくということでございますので、これまでの工法に不手際があったということではございません。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） この金額は、男女半分ずつですかね、この内訳はわかりますか。と同時に、要するに、今、アゼリアを利用される方々が非常に困っておられます。いつまでにやるのか、工期。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） まず、工期につきましては、現在、大変御迷惑をお掛けしておりますけれども、10月末までは温泉のほうを利用させていただくように無料券の配布をしているところでございますが、10月いっぱいまでには修繕を終えていきたいというふうに考えているところでございます。

工事の内訳につきましては、ちょっと手元に内訳書を持ってきておりませんので、申し訳ございません。

○議長（藏原博敏君） 古木議員が3回になりますので、関連してどなたかお尋ねしたいことがあれば挙手をお願いします。

5番、園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 5番、園田でございます。

この天井が落下というのは、結構吊りボルトは相当の数、恐らく上からつってあると思うんですけれども、これはボルトじゃなくて鉄骨ごと落ちとるということでしょう。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 吊り天井の金は落ちていません。要するに、天井をつなぎ止めているボルトのほう腐食が進んで落下していると。女性浴場のほうですね。男性浴場のほうは、一部分20cmぐらい下がっているところがありましたけれども、やはり蒸気が天井にこもって腐食が予想以上に進んでいると。十数年経っておりますので当然腐食はあるんですけれども、より以上の蒸気の関係で腐食が進んでいたということが原因だと思います。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） それじゃ、吊りボルト自体が腐食してぶつ切り切れとるということですか。2、3本切れたぐらいでは、落ちてくるあれはないと思うんですけれども、どうですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 一つは、これまではアルミ製の天井板ということで、重量も少し関係してきているかと思います。ですから、金具自体は全部写真で確認できるんですね。ただ、やはり腐食の度合いが進んでいたために落下しているという状況であります。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 関連じゃないですけど、アゼリアの事故を受けて、他の温泉施設、恐らく腐食だったら同じような状況が出てくると思うんですが、他の温泉施設は、点検はされましたでしょうか。

それと、もう一つの質問として、建物共済金ですね、これ実費よりも半額ぐらいしか出ないんですけど、実費額は 100% 出ないのか、100% 出るような共済金には変えられないのか。この 2 点をちょっと御質問します。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 市内の市が管理する温泉施設の点検につきましては、アゼリア事故を受けまして、私のほうからパソコンのデスクネット上、回覧板で各課にお風呂の施設を問わず、体育館であるとか、市で管理する施設については、天井等、こういった事故が発生しているから、再度確認をお願いしますということで通知を行っております。結果として、異常があったという報告はいただいております。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 共済金につきましては、風、それと雷、水、土砂、水害によって補填割合は違ってまいります。今回の台風の場合は風災害で 2 分の 1 でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

3 番、岩下礼治君。

○3 番（岩下礼治君） 5 ページの寄附の美術品というものの、相当に高級なものだと思いますが、ここ、これはどこから持ってきて、どこに掲示するのか、教えていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 寄附の物件でございますが、今は静岡県内保管してございます。それと、残念ながら今阿蘇市内には展示場がありません。物件によってはかなり高額なものがございますので、とりあえず一番安全な場所といいますと市長室とか、ああいうところにとりあえず収納してみて、展示というか、置いておこうかと。ここに見積書もいただいておりますが、一番高いもので 3,000 万円ほどするようなものがありまして、廃校等でおければいいんですけど、とても心配ですので、重要なものについては、市で一番セキュリティがしっかりしているのは市役所ということで、そういうところに置こうと思います。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3 番（岩下礼治君） せっかくいい絵であれば、多くの皆さんが見れるような場所に掲示していただくと。

○議長（藏原博敏君） 絵ではありません。

○3番（岩下礼治君）　そうですか。失礼しました。

○議長（藏原博敏君）　7番、市原正君。

○7番（市原　正君）　1点だけ。先ほどのアゼリアの件ですけれども、蒸気がこもったということで教育課長のほうで説明がありますが、浴場でありますので当然浴室でありますので蒸気がこもるといのは最初からわかっていることじゃないかと思います。設計ミスではなかったのかということについてはどうでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　天井裏、天井はアルミ材にしておりますのでアルミ材にすることによって裏の湿気の状態ですね、その分はちょっとこちらはまだ確認はしてないんですが、そこに蒸気がある程度強い状態に入っていることから腐食が進んでいるということでもあります。その点が設計ミスであったかどうかについてはちょっと確認しておりませんが、お答えはできないということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君）　歳出について、二つ質問します。

7番の特産物推進、歳入の財源等についてはわかりましたけれども、はな阿蘇美の温室の修繕費となっておりますけれども、どのような修繕なのか。それが一つ。

もう一つ、今説明がありましたけれども、美術品の計上がなされておりますけれども、委託料というのはどんなことですかね。市長室に展示するということは聞きましたけれども、運搬賃はわかります。委託料についてどのようなものか、お聞きいたします。

○議長（藏原博敏君）　経済部長。

○経済部長（吉良玲二君）　それでは、委託料について御説明いたします。

これいただくものは基本的に仏像、ガンダーラ時代の仏像ということでございまして、これは今まで個人の持ち物でございまして、全然基本的に日の目を見てないものでございます。どこの美術館にあったわけでもございませんで。ただ、こういう美術品等は、今でございまして図書館あたりでもそうらしいですけど、全部デジタル化、撮影してインターネットの公開に備えられるようなものにするというのが主流でございます。それと、専門的に撮影をお願いいたしまして、そのカタログと申しますか、パンフレット等にもこれが初めて世に出ますもんで、そういうものの問い合わせもあるようでございまして、それを対応する部分です。ですから、今、通常の実術館等にあるものについては、全部その美術館等がデジタル化して、今後の対応に備えるということで、ただ非常にスタジオのセットとか専門的なものがございまして、通常の実術ではできませんので専門業者に委託するものでございまして。

○議長（藏原博敏君）　河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君）　今、説明を受けたことについては、内容はわかりました。

しかし、この委託料で400万円とありましたけれども、今印刷と申しますけれども、印刷はどのような印刷をするのか、どこですのかをお伺いします。

それともう一つ、これを展示する場合に、また保険料とか何とか、いろいろ費用が発生するんですか、管理費に。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） これにつきましては、見積書と鑑定図書をいただいております。それで、印刷というのが、今後印刷等をやる場合にはすべてデジタル化しないとその対応ができないということで今度するものでございます。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） もう 1 点の御質問でございますけれども、5 ページの 7 の特産物推進費の需用費、それから工事請負費でございます。こちらのほうは、はな阿蘇美関連施設でございます、一つが鑑賞用ガラス温室でございます。ドーム型温室の台風 15 号によります飛来物によるガラスの損傷、それから網戸等の損傷に伴う修繕でございます。

それから、はな阿蘇美バックヤード温室というふうな形で修繕が上がってございますけれども、基本的には鑑賞用ガラス温室に展示するバラでありますとか、販売用を管理するバックヤード温室でございます、鑑賞ガラス温室に隣接する後方に設置をいたしております。こちらのほうは、硬質ビニールハウス、天井部分がかなり飛来物等で破損しておりますので、こちらのほうの修繕費でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） 今、佐伯課長にお尋ねしますけれども、バックヤードについては、私も長く行っておりませんけれども、どんなものを栽培して、どんなものが管理されているんですか。品物については、中の農産物というか、花卉、花あたりもあるかと思えますけれども、どのようなものが栽培されているんですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 今申し上げましたとおり、販売用のバラ苗でございますとか、イングリッシュローズあたりの非常に価値のある苗ものもございます。そういったものの販売用の温室。それから、先ほど申しました観賞用ガラス温室の中で展示するバラの養生施設でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他にないようですので、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 80 号を採決いたします。議案第 80 号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

従って、議案第 80 号は可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。今期定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第 7 条の規定によりまして、本日をもって閉会をしたいと思います。御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって、平成 27 年第 5 回阿蘇市議会定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

着座のままで御挨拶を申し上げます。第 5 回阿蘇市議会定例会の閉会にあたり御挨拶申し上げます。

今期定例会は、9 月 4 日開会以来、本日まで 15 日間にわたり提案されました本年度補正予算をはじめ、諸議案について、終始極めて熱心に審議をいただき、ここに全議案を議了いたしまして無事閉会の運びとなりましたことは、各位とともに誠に御同慶に耐えません。執行部各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました諸議案の執行にあたっては、各常任委員長報告をはじめ、今会期中の各議員の意見を十分尊重していただき、市政各般における向上を期し、更に一層の熱意と努力を払われますよう希望する次第であります。

終わりにになりましたが、終始議会運営に御協力をいただきました議員各位に対し、心からお礼を申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

どうも長期間お疲れでございました。

午後 3 時 37 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

平成 27 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員